

国税庁レポート2012

NATIONAL TAX AGENCY REPORT



納税者の皆様へ

国税庁の使命は「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことであり、このような使命を果たすため、第1に、納税者の皆様に申告・納税を「簡単・便利・スムーズ」に行っていただけるよう、サービスの充実に努めております。

特に、国税電子申告・納税システム（e-Tax）については、関係各位のご協力も得て、23年度は所得税・法人税における電子申告の利用率が半数に近づくに至りました。本年は、オンライン利用率に加え、利用者の利便性の向上や行政運営の効率化といった視点も取り入れた新たな「業務プロセス改革計画」に基づき、引き続き、e-Taxの一層の普及及び定着に積極的に取り組んでまいります。

第2に、納税者の権利利益の保護を図りつつ、適正な調査・徴収に努めております。

先般、調査手続の透明性と納税者の予見可能性を高めるなどの観点から、国税通則法が改正され、平成25年1月から、定められた税務調査手続に基づき調査を実施するとともに、全ての不利益処分及び申請に対する拒否処分について理由附記を行うこととなりました。国税庁として、この法改正の趣旨・内容をきちんと踏まえ、適正かつ円滑な執行に取り組んでまいります。

税務調査等につきましては、大口・悪質な不正事案に厳正に対応するほか、社会・経済情勢の変化に鑑み、富裕層・無申告・国際化事案などの重点課題に積極的に取り組むこととしています。また、国際的租税回避行為については、租税条約等

に基づく情報交換を積極的に進めています。大企業については、税務に関するコーポレートガバナンスの充実を図る取組を進めています。

第3に、国民の皆様からの理解と信頼を得られるように、国税当局が取り組むべき課題や取組方針、各種施策についての実行性ある計画の策定とその実施、実施結果の評価・検証について、ホームページ、報道発表、国税庁レポート（年次報告書）、実績の評価書等を通じて、できる限り分かりやすくお知らせしていきたいと考えております。各種施策の実施結果の評価・検証を踏まえ、税務行政の改善に努めてまいります。

国税庁といたしましては、引き続き、様々な面で質の高い税務行政を進めることにより、税務行政に寄せられている国民の皆様の信頼に応え、更に揺るぎないものにしてまいりたいと考えています。

「国税庁レポート2012」は、こうした考え方の下、国税庁の活動を分かりやすく説明するため作成したものです。皆様のご理解を深める一助になれば幸いです。

平成24年（2012年）6月

国税庁長官 川北 力

CONTENTS

納税者の皆様へ

1

I 国税庁について

5

1 国税庁の任務と使命 5

(1) 国税庁の任務 5

(2) 国税庁の使命 5

2 税務行政の運営の考え方 7

(1) 納税者サービスの充実 7

(2) 適正な調査・徴収 7

(3) 酒税行政の適正な運営 8

(4) 事務の効率化の推進と組織基盤の充実 8

(5) 政策評価と税務行政の改善 8

3 国税組織の概要 9

(1) 国の収入と税 9

(2) 国税庁の予算と定員 9

(3) 国税組織の機構 10

II 適正な申告・納税のための納税者サービスの充実 11

1 情報提供等 11

(1) ホームページによる情報提供 11

(2) 租税教育 13

(3) 説明会 14

(4) 税務相談 14

(5) 事前照会 15

2 納税者受付窓口の一本化 15

3 e-Tax(国税電子申告・納税システム) 16

4 確定申告 17

(1) ICTを利用した申告の推進 18

(2) 多様な納税者ニーズへの対応 19

5 適正な源泉徴収制度の運営 20

6 税理士制度 20

(1) 書面添付制度の推進 21

(2) e-Taxの利用促進 21

7 関係民間団体との協調 21

III 適正な調査・徴収

27

1 適正・公平な税務行政の推進 27

(1) 調査において重点的に取り組んでいる事項 28

(2) 資料情報 29

(3) 査察 29

2 確実な税金の納付 33

(1) 自主納付態勢の確立 33

(2) 滞納の整理促進への取組 34

(3) 集中電話催告センター室 35

(4) インターネット公売 36

(5) 的確かつ効率的な債権債務の管理 36

3 国際的な取引への対応 37

(1) 国際課税を巡る環境の変化 37

(2) 国際課税への対応 38

(3) 国際的租税回避行為への対応 39

(4) 移転価格税制への対応 39

(5) 租税条約などに基づく情報交換 40

4 相互協議 41

5 各国税務当局との協力・協調 42

(1) 開発途上国に対する協力 42

(2) 税務当局間の国際会議への参加 43

Ⅳ 権利救済

44

- (1) 異議申立て45
- (2) 審査請求45
- (3) 訴訟45
- (4) 権利救済の状況45

Ⅴ 酒税行政の適正な運営

47

- (1) 酒類の安全性の確保と品質水準の向上への取組...47
- (2) 社会的要請への対応48
- (3) 酒類の公正な取引環境の整備への取組48
- (4) 酒類業者に対する情報提供・輸出環境の整備...48

Ⅵ 事務の効率化の推進

49

- 1 業務・システムの最適化49

Ⅶ 資料編

51

- | | |
|-------------------|------------------|
| ○ 租税収入・予算51 | ○ 査察54 |
| ○ 申告・課税状況52 | ○ 権利救済54 |
| ○ 調査状況53 | ○ 税務相談55 |
| ○ 国際課税53 | ○ 納税者満足度55 |
| ○ 滞納状況53 | |

(注) 本文中の「○年度」は会計年度を示し、「○事務年度」は○年7月から翌年の6月末までの期間を示しています。

I 国税庁について

国税庁は、内国税の賦課・徴収を担当する行政機関であり、昭和24年に大蔵省（現、財務省）の外局として設置されました。

国税庁の下には、全国に12の国税局（沖縄国税事務所を含む。以下同じ。）、524の税務署が設置されており、国税庁本庁は、税務行政の執行に関する企画・立案等を行い、国税局と税務署の事務を指導・監督しています。国税局は、国税庁の指導・監督を受け、管轄区域内の税務署の賦課徴収事務について指導・監督を行うとともに、大規模納税者等について、自らも賦課徴収を行っています。税務署は、国税庁や国税局の指導・監督の下に、国税の賦課徴収を行う第一線の執行機関であり、納税者と密接なつながりを持つ行政機関です。

以上のほか、税務職員の教育機関である税務大学校、また、特別の機関として、納税者の不服申立ての審査に当たる国税不服審判所があります。

1 国税庁の任務と使命

(1) 国税庁の任務

国税庁の任務は、財務省設置法第19条により「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現」を図ることと定められており、この任務を果たすために、広報活動や租税教育など納税者が納税義務を理解し実行することを支援する活動（納税者サービス）や、善良な納税者が課税の不公平感を持つことがないよう、納税義務が適正に果たされていないと認められる納税者に対し、的確な指導や調査を実施することによって誤りを確実に是正する活動（適正・公平な税務行政の推進）を行っています。

これに加えて、同条により定められている任務である「酒類業の健全な発達」及び「税理士業務の適正な運営の確保」に努めています。

(2) 国税庁の使命

国税庁は、これらの任務を遂行するに当たっては、納税者である国民の理解と信頼を得ることが何より重要であると考えています。

このため、国税庁の任務を遂行するに当たっての実施基準や行動規範などを取りまとめ、「国税庁の使命」として職員に示すとともに、国民に対して公表しています（右6ページ参照）。



国税庁

国税庁の使命

使命：納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。

任 務

- 上記使命を達成するため国税庁は、財務省設置法第19条に定められた任務を、透明性と効率性に配慮しつつ、遂行する。

1 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現

(1) 納税環境の整備

- ① 申告・納税に関する法令解釈や事務手続などについて、分かりやすく的確に周知・広報を行う。
- ② 納税者からの問い合わせや相談に対して、迅速かつ的確に対応する。
- ③ 租税の役割や税務行政について幅広い理解や協力を得るため、関係省庁等及び国民各層からの幅広い協力や参加の確保に努める。

(2) 適正・公平な税務行政の推進

- ① 適正・公平な課税を実現するため、
 - イ 関係法令を適正に適用する。
 - ロ 適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でないと認められる納税者に対しては的確な調査・指導を実施することにより誤りを確実に是正する。
 - ハ 期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行するなどにより確実に徴収する。
- ② 納税者の正当な権利利益の救済を図るため、不服申立て等に適正・迅速に対応する。

2 酒類業の健全な発達

- ① 酒類業の経営基盤の安定を図るとともに、醸造技術の研究・開発や酒類の品質・安全性の確保を図る。
- ② 酒類に係る資源の有効な利用の確保を図る。

3 税理士業務の適正な運営の確保

税理士がその使命を踏まえ、申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、その業務の適正な運営の確保に努める。

行 動 規 範

- 上記任務は以下の行動規範に則って遂行する。

(1) 任務遂行に当たっての行動規範

- ① 納税者が申告・納税に関する法令解釈や事務手続などについて知ることができるよう、税務行政の透明性の確保に努める。
- ② 納税者が申告・納税する際の利便性の向上に努める。
- ③ 税務行政の効率性を向上するため事務運営の改善に努める。
- ④ 調査・滞納処分事務を的確に実施するため、資料・情報の積極的な収集・活用に努める。
- ⑤ 悪質な脱税・滞納を行っている納税者には厳正に対応する。

(2) 職員の行動規範

- ① 納税者に対して誠実に対応する。
- ② 職務上知り得た秘密を守るとともに、綱紀を厳正に保持する。
- ③ 職務の遂行に必要とされる専門知識の習得に努める。

今 後 の 取 組

- 高度情報化・国際化等の経済社会の変化に的確かつ柔軟に対応し、また、納税者のニーズに応えるため、税務行政組織及び税務行政運営につき、不断に見直し・改善を行っていく。

2 税務行政の運営の考え方

国税庁の使命は、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことです。

国民の皆様からの理解と信頼の下、この使命を果たすため、国税庁は、税務行政の運営に当たり、

- ① 納税者が、申告・納税を「簡単・便利・スムーズ」に行うことができるように、サービスの充実に努める
- ② 納税者の権利利益の保護を図りつつ、適正な調査・徴収を行う
- ③ 国税庁の様々な取組を分かりやすくお知らせするとともに、各種施策の実施結果の評価・検証を踏まえ、税務行政を改善する

ことなどを基本的な考え方として、以下のような取組を行います。

国税庁の取組

(1) 納税者サービスの充実

- 納税者が自ら正しい申告と納税が行えるよう、申告等のために必要な税務情報及び法令解釈を明確にするための情報提供を、ホームページなどを通じて提供します。
- e-Taxや国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」など、ICTを活用した納税者にとって利便性の高い申告・納税手段の充実を推進します。
- 納税者が自己の経済活動についての税法上の取扱いを事前に予測することが可能となるよう、事前照会や移転価格課税に関する事前確認に対応します。
- 源泉徴収制度についても、源泉徴収義務者に対する更なる周知・広報を通じ、その適正な運営が図られるよう努め、必要に応じ、文書や電話照会などにより納付指導を行います。
- 納税者が適正な申告納税を行う上で、税理士の果たす役割は重要であることから、e-Taxの普及、書面添付制度の活用など税理士会との連携・協調に努めます。
- 租税教育については、社会全体で取り組むべきとの考え方の下、充実に向けた支援に取り組み、関係省庁、教育関係者、税理士会等民間団体と連携します。

(2) 適正な調査・徴収

- 納税者の権利利益の保護を図りつつ、悪質な納税者には厳正な態度で臨むなど、適正な調査・徴収を行います。
- 課税・滞納処分は、納税者の権利利益に対する強制的な処分であることを十分に認識し、調査段階において、納税者の主張を正確に理解し、その内容を客観的に吟味した上、的確な事実認定と法令の適用を行います。

- 複雑化する経済取引等に対応するため情報収集体制の充実を図るとともに、資産運用の多様化や消費税の不正還付申告への対応など、的確な重点課題を設定し、組織的に取り組みます。
- 国際的な取引についても租税条約に基づく外国税務当局との情報交換を行い、課税上問題があると認められる租税回避行為などには厳正に対応します。
- 大企業の税務コンプライアンスの維持・向上には、コーポレートガバナンスが重要であるため、経営責任者等と意見交換を行い、効果的な取組事例を紹介するなどの取組を進めます。

(3) 酒税行政の適正な運営

- 食の安心・安全に対する消費者の関心は引き続き高いことから、消費者に安全で良質な酒類が提供できるよう、酒類総合研究所と連携して、酒類の安全性の確保と品質水準の向上に取り組みます。
- 未成年者の飲酒防止などの社会的な要請に応えるため、酒類販売管理者の選任義務や酒類の陳列場所における表示が適切に遵守されるよう、酒類の適正な販売管理の確保に努めます。
- 酒類の公正な取引環境の整備に向けた酒類業者の自主的な取組が推進されるよう、「酒類に関する公正な取引のための指針」を踏まえて取引状況等実態調査を実施し、合理的な価格の設定が行われていないなどの取引が認められた場合には改善を指導し、必要に応じて公正取引委員会と連携して対応します。

(4) 事務の効率化の推進と組織基盤の充実

- 厳しい行財政事情の下で国税庁の任務を適切に遂行するため、必要な機構・定員・予算の確保を図り、適切に配分するとともに、納税者の視点に立って行政の効率化・経費の節減に努めます。
- 事務処理の電子化など、事務の簡素・効率化に向けた不断の見直しを行い、特に、一時期に申告が集中する所得税の確定申告期においては、納税者利便の向上にも資するe-Taxの利用推進などに取り組みます。
- 女性職員の採用・登用にも配慮しつつ、経験や能力に応じた的確な人事配置を行い、必要とされる専門知識の一層の向上が図られるよう、研修などの指導育成策の充実を図ります。
- 行政文書・情報の管理の徹底に取り組みます。

(5) 政策評価と税務行政の改善

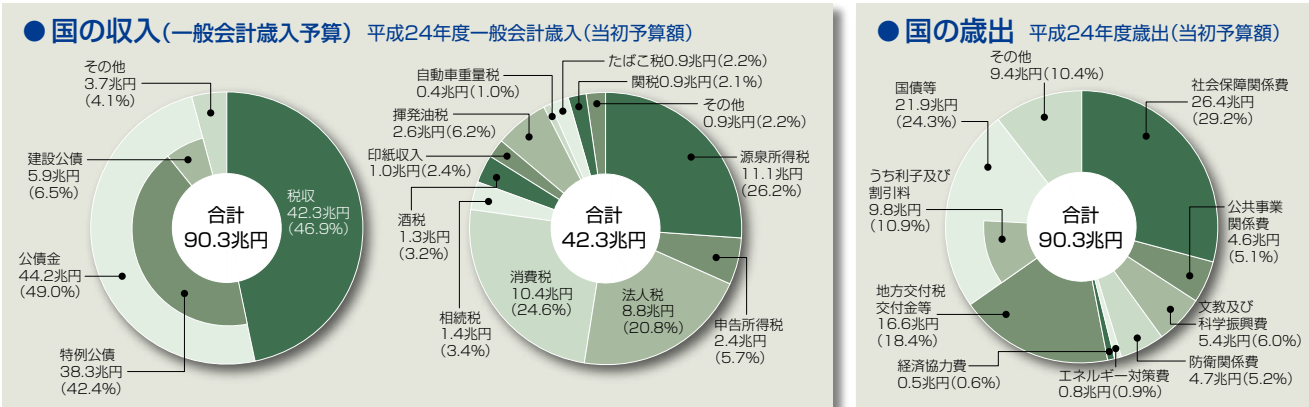
- 国民の皆様からの理解と信頼を得られるように、国税当局が取り組むべき課題や取組方針、各種施策についての実効性ある計画の策定とその実施、実施結果の評価・検証について、分かりやすくお知らせします。各種施策の実施結果の評価・検証を踏まえ、税務行政の改善に取り組みます。

3 国税組織の概要

(1) 国の収入と税

平成24年度の国の収入（一般会計歳入予算（当初））は年間90兆3,339億円です。そのうち42兆3,460億円が租税及び印紙収入で、そこから税関からの税収分や日本郵政株式会社からの印紙収入分を除くと、国税組織の税収分は36兆7,169億円（約87%）¹となります。

また、所得税、法人税、消費税で税収分の約8割を占めています。



※ 公債金は、歳入の不足を埋め合わせるために発行された特例公債と公共事業費などを賄うために発行された建設公債による収入であり、すべてが将来返さなければならない借金です。
各項目の合計金額と「合計」の金額は、端数処理のため一致していません。

(2) 国税庁の予算と定員

平成24年度の国税庁関係予算額（当初）は7,093億円で、人件費を除く一般経費は1,350億円となっています。一般経費については、事務の効率化や納税者の利便性向上のため国税総合管理（KSK）システム（以下「KSKシステム」といいます。KSKシステムについては、50ページをご参照ください。）やe-Tax（e-Taxについては、16ページをご参照ください。）などに重点を置いています。

国税庁の定員は、昭和40年代後半から昭和50年代は5万2,000人台で推移しました。その後、平成元年に消費税が導入されたことなどに伴い定員が増加しましたが、平成9年度にピークとなり、平成18年度までの9年間に1,000人を超える定員が減少しました。

平成19年度から平成23年度までは、定員増加に転じましたが、平成24年度には6年ぶりに純減となり、平成24年度の国税庁定員は5万6,194人となっています。

現在の厳しい財政状況の下で、国税庁では、国税庁の任務を遂行するために必要な予算・定員の確保を図るとともに、行政経費の節減や定員の合理化に取り組んでいます。

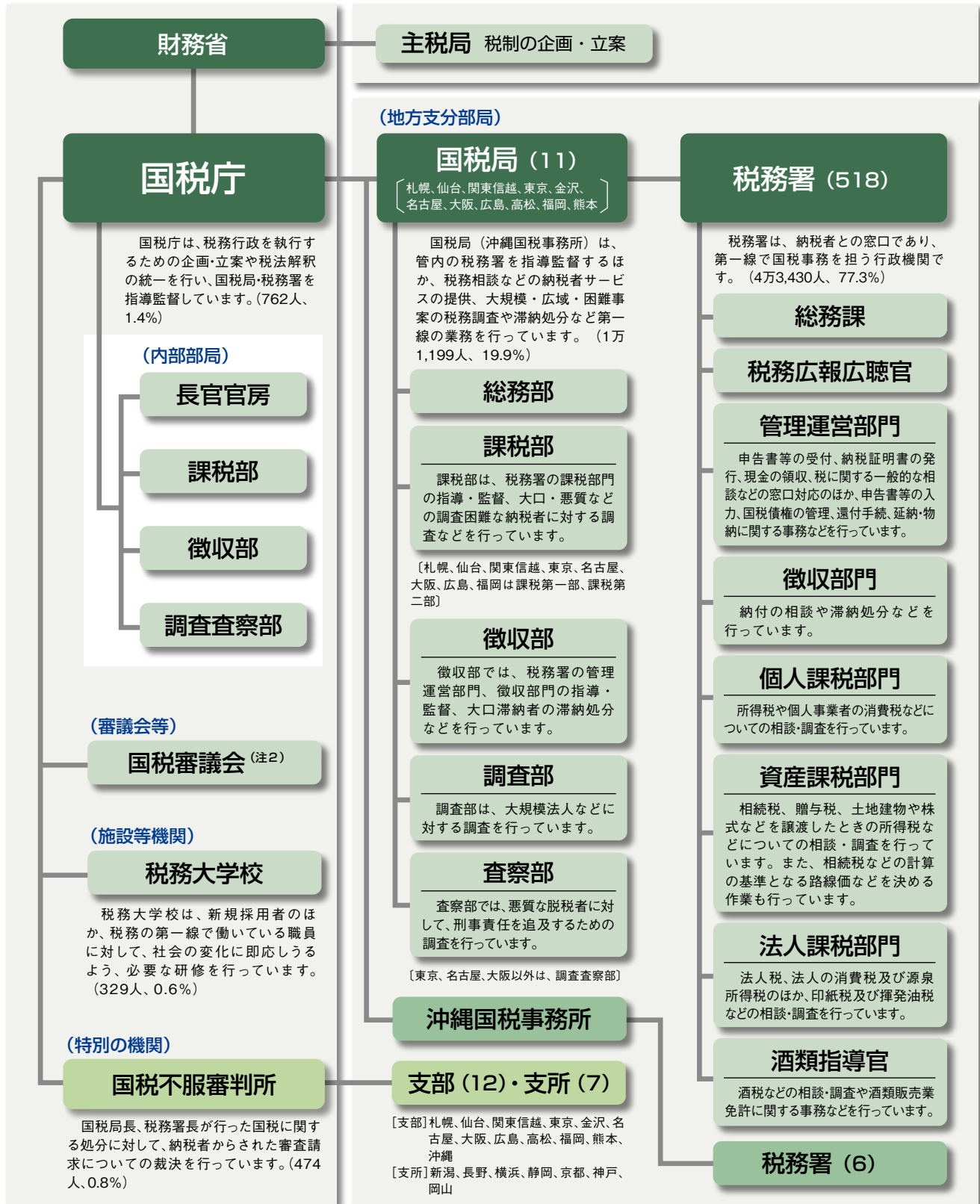
	昭和50年度	平成9年度	平成24年度	(参考)平成24年度/昭和50年度
予算(億円)	2,360	6,548	7,093	300.6%
定員(人)	52,440	57,202	56,194	107.2%
① 所得税確定申告数(千人)	7,327	20,023	21,853	298.3%
② 法人数(千件)	1,482	2,793	2,978	200.9%
③ 物品税課税場数(千件)	117	—	—	—
④ 消費税課税事業者数(千件)	—	2,521	3,290	—
① + ② + ③ + ④ (千件)	8,926	25,337	28,121	315.0%

※ 平成24年度の予算は東日本大震災復興特別会計に計上されている経費を含んでいます。
平成24年度の①所得税確定申告数は、平成23年分の計数です。
平成24年度の②法人数は、平成23年6月末の計数です。
④消費税課税事業者数は、消費税課税事業者等届出書提出件数です。なお、平成24年度は、平成24年3月末の計数です。
(参考)は、昭和50年度を100としたときの平成24年度の割合です。

1 国税組織の税収分は、平成22年4月1日から平成23年3月31日の租税及び印紙収入決算額に占める国税庁分歳入決算額の割合を基に算出しています。

(3) 国税組織の機構

国税事務を行う組織として、国税庁の下に、全国11の国税局・沖縄国税事務所と全国524の税務署があります。(注1)



(注) 1 各部署の人数、%は、平成24年度の定員及び国税庁全体の定員に占める割合を示しています。

2 国税審議会では、①国税不服審判所長が国税庁長官通達と異なる法令解釈により裁決を行うなどの場合において、国税庁長官が意見を求めた事項の調査審議、②税理士試験の執行及び税理士の懲戒処分の審議、③酒類の表示基準の制定などを審議しています。

Ⅱ 適正な申告・納税のための納税者サービスの充実

～広報活動や租税教育、税務相談などにより納税者サービスを充実～

国税の多くは、納税者が自ら税務署へ所得などの申告を行うことにより税額を確定させ、この確定した税額を納税者が自ら納付する申告納税制度を採用しています。これに対して、行政機関の処分により税額を確定する方法を賦課課税制度といい、地方税ではこの方法が一般的です。

国税においても、戦前は賦課課税制度が採られ、税務官署が所得を算定し税額を納税者に告知していました。しかし、昭和22年に、税制を民主化するために所得税、法人税、相続税の三税について、申告納税制度が採用され、その後、多くの国税に適用されるようになりました。

この申告納税制度が適正に機能するためには、第一に納税者が高い納税意識を持ち、憲法・法律に定められた納税義務を自発的かつ適正に履行することが必要です。このため国税庁は、納税者が自ら正しい申告と納税が行えるよう、租税の意義・役割や税法の知識等についての広報活動や租税教育、法令の解釈や取扱い・手続等の明確化、税務相談、確定申告における利便性の向上など、様々な納税者サービスの充実を図っています。

また、納税者の申告を確認したり、正しい申告へと導いたりするためには、的確な調査と指導を実施するとともに、税理士や関係民間団体などとの協力・協調も必要です。さらに、国税が期限までに納付されない場合には、自主的な納付を促し、それでも納付がない場合には、滞納処分を実施するなど、確実な国税の徴収を図ることが必要です。このため国税庁では、正しい申告への是正が必要な納税者に対して的確な指導や調査を実施するとともに、納税者の実情を踏まえながら、法令に基づき、厳正・的確な滞納整理を実施しており、適正・公平な税務行政の推進を図っています。

1 情報提供等

～納税者サービスの充実を図るための様々な広報活動を実施～

納税者に、自発的かつ適正に申告・納税していただくためには、第一に納税の義務を理解していただくことが重要です。

このため、国税庁では、納税者が適正に申告・納税が行えるよう納税の意義や税法の知識、手続についての情報提供や租税教育をはじめ、税務相談や税務手続における利便性の向上など、様々な納税者サービスの充実を図るために広報活動を行っています。

具体的な広報活動としては、国税庁ホームページ<http://www.nta.go.jp>（平成23年度アクセス件数133,932千件）を中心に、テレビ、新聞などのマスメディア、税務署や市区町村に用意したパンフレットなどの各種広報媒体や各種の説明会を通じて、租税の意義や役割、税の仕組みなどの様々な情報を提供しています。

また、国税庁では、税に関する一般的な質問・相談について、電話などで回答するほか、一般的な税法の解釈・取扱いについて国税庁ホームページなどを通じて情報提供しています。さらに、納税者が実際に行う取引に係る税法上の取扱いが不明な場合には、事前照会に応じるなど、納税者が適正な申告などを行えるよう取り組んでいます。

(1) ホームページによる情報提供

～国税庁ホームページは利便性に配慮～

国税庁ホームページでは、申告・納税の手続などに関する情報を提供しており、誰もが容易に利用できるよう、利用者の目的に沿った案内機能の向上を図るとともに、文字拡大・音声読み上げ機能など視覚に障害のある方や高齢者の方の利便性にも配慮しています。

また、国税庁ホームページのトップページでは、知りたい情報へ容易にアクセスいただけるよう各種情報への入口を次のように設けています。

国税庁ホームページの概要 ※ 掲載画像は平成24年4月現在のものです。

1 タックスアンサー

- ◆ お問い合わせの多いご質問とそれについての一般的な回答を掲載した「よくある税の質問」への入口

2 国税局・税務署を調べる

- ◆ 各国税局コーナーへの入口

3 確定申告書等作成コーナー

- ◆ 画面の案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動的に計算され、所得税、消費税、贈与税の申告書などが作成できるシステム
- ◆ 作成した申告書はe-Taxで提出可能（贈与税は除く）
印刷して郵送等でも提出可能

4 国税電子申告・納税システム(e-Tax)

- ◆ e-Taxをご利用いただく際の「事前準備」、「初期登録」、「手続の流れ」など、e-Taxを利用した申告・納税などをサポートするための情報を提供

5 路線価図

- ◆ 全国3年分の路線価情報を提供

The screenshot shows the NTA homepage with various navigation tabs and content sections. Numbered callouts point to specific features:

- 1: タックスアンサー (Tax Answer)
- 2: 国税局・税務署を調べる (Find Tax Office/Tax Office)
- 3: 確定申告書等作成コーナー (Return Preparation Corner)
- 4: 国税電子申告・納税システム (e-Tax)
- 5: 路線価図 (Line Price Map)
- 6: 公売情報 (Public Sale Information)
- 7: Web-TAX-TV (インターネット番組) (Internet Program)
- 8: 税の学習コーナー (Tax Learning Corner)
- 9: 文字拡大・読み上げ (Text Enlargement and Reading Aloud)
- 10: イラスト・動画等で見る国税庁の取組紹介 (税の役割と税務署の仕事) (Introduction of NTA's activities using illustrations and videos (Tax Role and Tax Office Work))
- 11: メールマガジン (Newsletter)

6 公売情報

- ◆ 全国の国税局や税務署の公売物件や公売手続などの情報を提供

7 Web-TAX-TV (インターネット番組)

- ◆ 税の仕組みや申告書の作成方法、e-Taxの利用などについて具体的に説明
- ◆ 調査・徴収をはじめとした国税庁の取組をドラマ仕立てで分かりやすく紹介

8 税の学習コーナー

- ◆ ゲームやクイズなどで子供から大人まで楽しく税を学べるコーナー
- ◆ 学校教師向けの租税教育用教材を提供

9 文字拡大・読み上げ

- ◆ 高齢者や視覚に障害がある方のためのサポート機能

10 イラスト・動画等で見る国税庁の取組紹介 (税の役割と税務署の仕事)

- ◆ 「税の役割と税務署の仕事」や国税庁の取組などをイラストで分かりやすく解説

11 メールマガジン

- ◆ 「新着情報・メールマガジン配信サービス」の登録

※1 東日本大震災に関連する情報を開設しています。

※2 国税庁ホームページのほか、無料動画共有サイト「YouTube」の「国税庁動画チャンネル」でも、国税庁の取組（各国税局や税務署における広報活動を含む。）や申告手続をサポートする情報などの動画を配信しています。

Ⅱ 適正な申告・納税のための納税者サービスの充実

(2) 租税教育

～租税教育の充実に向け、環境整備や支援を実施～

国税庁では、租税教育は基本的に学校教育の中で充実されるとともに、社会全体で継続的・段階的に取り組むべきものとの考え方の下、小学生から社会人となる手前までの学生等を対象とし、国の基本となる租税の意義や役割を正しく理解し、健全な納税者意識を養うことができるよう、租税教育の充実にに向けた環境整備や支援に努めています。

さらに、総務省、文部科学省、国税庁等が連携・協調して、租税教育を推進する環境を整備するため、平成23年11月に「租税教育推進関係省庁等協議会」を発足させ、効果的な支援策の検討を行っています。

これまでの取組としては、各都道府県に設置された租税教育推進協議会（国、地方公共団体、教育関係者などで構成）を中心に、広く関係民間団体の協力を得て、学校からの要請に基づく租税教室等への講師派遣や租税教育用副教材の作成・配付、作文募集などを行っています。

また、国税庁ホームページに「税の学習コーナー」を設け、学生等が自ら税について学習できるように、租税の意義、役割を分かりやすく解説したページを提供するとともに、学校の教員をはじめ、租税教育を行う指導者の方が利用できる電子媒体の「租税教育用教材」を提供しています。

このほか、東京上野税務署内に租税教育用の施設「タックス☆スペースUENO」を設置しています。

なお、詳しくは国税庁ホームページの<http://www.nta.go.jp/tokyo/shiraberu/gakushu/taiken/01.htm>をご覧ください。

【タックス☆スペースUENOの利用お申込み・お問い合わせ先】

東京上野税務署 税務広報広聴官 電話 03-3821-9001（内線361、362）



タックス☆スペースUENOの風景

租税史料室による税知識の普及活動

税務大学校和光校舎にある租税史料室は、日本の税に関する貴重な歴史的資料を収集・管理するとともに、一年を通じて数多くの所蔵史料を公開し、租税史研究に携わる専門家のみならず、中高生から社会人まで広く一般の方々にもご利用いただいています。

また、専門のスタッフが、所蔵史料の歴史的考察や過去の租税制度の研究も行っています。

なお、所蔵史料の解説など、詳しくは、国税庁ホームページの税務大学校コーナー <http://www.nta.go.jp/ntc/index.htm> をご覧ください。



租税史料室

(3) 説明会

～税に関する情報提供を行うための様々な説明会を開催～

国税庁は、税に関する手続や税制改正の内容などについて、納税者に理解を深めていただくため、全国の税務署において説明会を開催しています。

具体的には、申告に必要な記帳や帳簿などの保存の必要性や、申告書や決算書の作成方法などを指導するための説明会、源泉徴収を行う義務のある企業等を対象とした年末調整説明会、改正税法に関する説明会、新設法人のための説明会など、税に関する情報提供を行うための様々な説明会を開催しています。

●各種説明会の開催回数・参加人員 (平成22事務年度)

各種説明会	
開催回数	24,910回
参加人員	1,162千人

(4) 税務相談

～一般的な税務相談は電話相談センターで集中的に対応～

税務相談は、納税者が自ら正しい申告と納税が行えるよう、税に関する情報を提供したり、税務一般に関する質問に答えるもので、納税者サービスの一環として行っています。国税庁は、納税者の税に関する質問・相談に答えるため、国税局ごとに電話相談センターを設置し、一般的な税務相談について集中的に受け付けています。

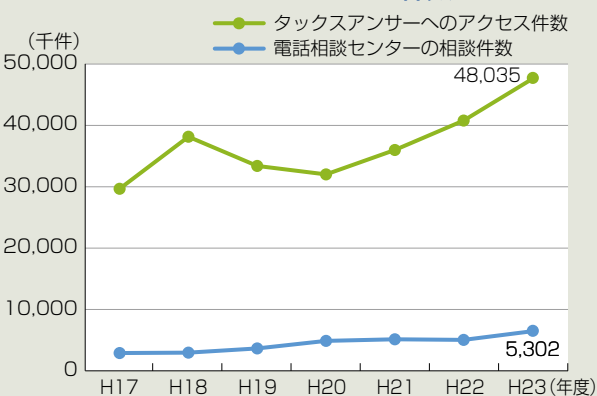
なお、東京、名古屋、大阪の各国税局の電話相談センターには、外国人のための英語による税務相談に対応する税務相談官も配置しています。

また、国税庁ホームページでは、よくある税の質問に対する一般的な回答を掲載した「タックスアンサー」にて情報提供を行っています（携帯サイトでも提供しています。）。



電話相談センター

●電話相談センターの相談件数及び タックスアンサーへのアクセス件数



平成20年以降、相談件数及びタックスアンサーへのアクセス件数は増加傾向

～個別・具体的な税務相談は事前予約の上、税務署で対応～

具体的に書類や事実関係を確認するなど、面接による相談が必要な場合には、所轄税務署において予約制で受け付けることにより、税務署における待ち時間の解消を図るなど、相談内容に応じた効果的・効率的な運営に努めています。

Ⅱ 適正な申告・納税のための納税者サービスの充実

(5) 事前照会

～予測可能性の向上～

納税者が実際に行う取引等への税法の具体的な適用関係に不明な点がある場合は、税務署や国税局で事前照会に応じています。このうち、文書による回答の求めがあった場合には、一定の要件の下に文書により回答を行うとともに、他の納税者の予測可能性の向上に役立つよう、その内容を国税庁ホームページで公表しています。また、国税庁では、納税者からの照会などに対して口頭で回答した事例のうち、他の納税者の参考となるものを質疑応答事例として国税庁ホームページ上に掲載し、税法の適用関係等について予測可能性の一層の向上に努めています。

● 文書回答手続による事前照会の受付件数

年度	平成22年度	平成23年度
発生件数	150 件	178 件

● 質疑応答事例のホームページへの掲載件数

年度	平成22年度末	平成23年度末
掲載件数	1,678 件	1,728 件

◎ 文書回答事例の例

- 原子力発電所の事故により被害を受けられた個人の方が支払を受ける賠償金の所得税法上の取扱いについて
- マンション管理組合が区分所有者以外の者へのマンション駐車場の使用を認めた場合の収益事業の判定について

② 納税者受付窓口の一本化

～受付窓口の一本化で納税者の利便性を向上～

平成21年7月から、税務署では、税務署内の複数の部署で行っていた窓口関係事務について、管理運営部門に窓口を一本化することにより、納税者の利便性向上を図っています。

例えば、かつては納税証明書を請求する際には、請求内容に応じて複数の窓口で請求書を提出しなければなりませんでした。現在は、請求内容にかかわらず一つの窓口で請求できるようになっています。この窓口では、納税証明書の請求のほか、申告書及び申請書などの提出、税金の納付、税に関する一般的な相談についても受け付けています。



③ e-Tax（国税電子申告・納税システム）

～e-Taxの普及及び定着に向け、各種施策を強力に推進～

e-Taxは、所得税、法人税、消費税などの申告や法定調書の提出、青色申告の承認申請などの各種申請・届出について、書面の提出に代えてインターネットを通じて手続きが行えるものです。また、税金の納付も、全税目についてダイレクト納付やインターネットバンキング、ペイジー（Pay-easy）¹対応のATMなどを利用して行うことができます。

e-Taxを利用すると、納税者や税理士は、税務署や金融機関の窓口に行くことなく、自宅や事務所などから申告・納税などの手続きを行うことができます。また、e-Taxに対応した税務・会計ソフトウェアを利用すれば、会計処理や申告などのデータ作成から提出までの一連の作業を電子的に行うことができるので、事務の省力化やペーパーレス化につながります。

e-Taxは、国税当局にとっても、窓口・郵送での申告書收受事務やデータ入力事務の削減などの直接的な効果のほか、文書管理コストの低減などの間接的な効果が期待され、税務行政の効率化が図られることとなります。

こうしたことから国税庁では、e-Taxの普及及び定着のため、国税関係手続の「オンライン利用促進のための行動計画」（平成18年3月決定、平成19年3月改定）や「オンライン利用拡大行動計画」（平成20年9月決定）に盛り込まれた各種施策を強力に推し進めてきました。具体的には、e-Taxで申告された還付申告について処理期間を短縮したほか、個人の所得税申告における医療費の領収書など一定の添付書類の提出²や、税理士が納税者の依頼を受けて電子申告を行う場合の納税者本人の電子署名を省略できるようになりました。

平成23年度においては、平成22年度に引き続き、利用が集中する確定申告期間中の24時間受付と日曜日のヘルプデスク受付、法人税等の申告が多い5月末の受付時間の延長など、納税者利便の向上に努めました。

このような様々な取組の結果、平成23年度のe-Taxの利用率は53%になりました（平成22年度50%）。

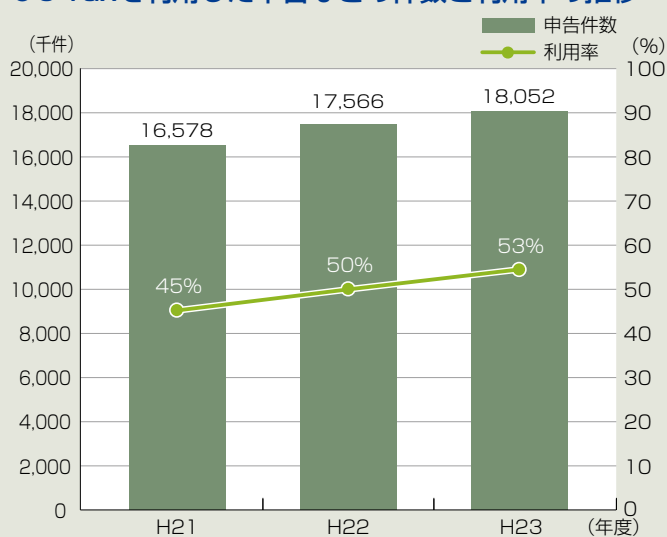
このような様々な取組の結果、平成23年度のe-Taxの利用率は53%になりました（平成22年度50%）。

イータックス e-Tax を利用するには・・・

1. 電子証明書の取得 
2. ICカードリーダライタの取得 
3. 利用者識別番号の取得 
4. 電子証明書の登録（初期登録） 

詳しくはe-Tax ホームページ
www.e-tax.nta.go.jp へ

● e-Taxを利用した申告などの件数と利用率の推移



※ 計数は、オンライン利用拡大行動計画における重点手続の利用件数と利用率です。

1 「ペイジー」とは、これまで金融機関やコンビニエンスストアの窓口で支払っていた公共料金などを、インターネットに接続されたパソコンやATMから支払うことができるサービスをいいます。

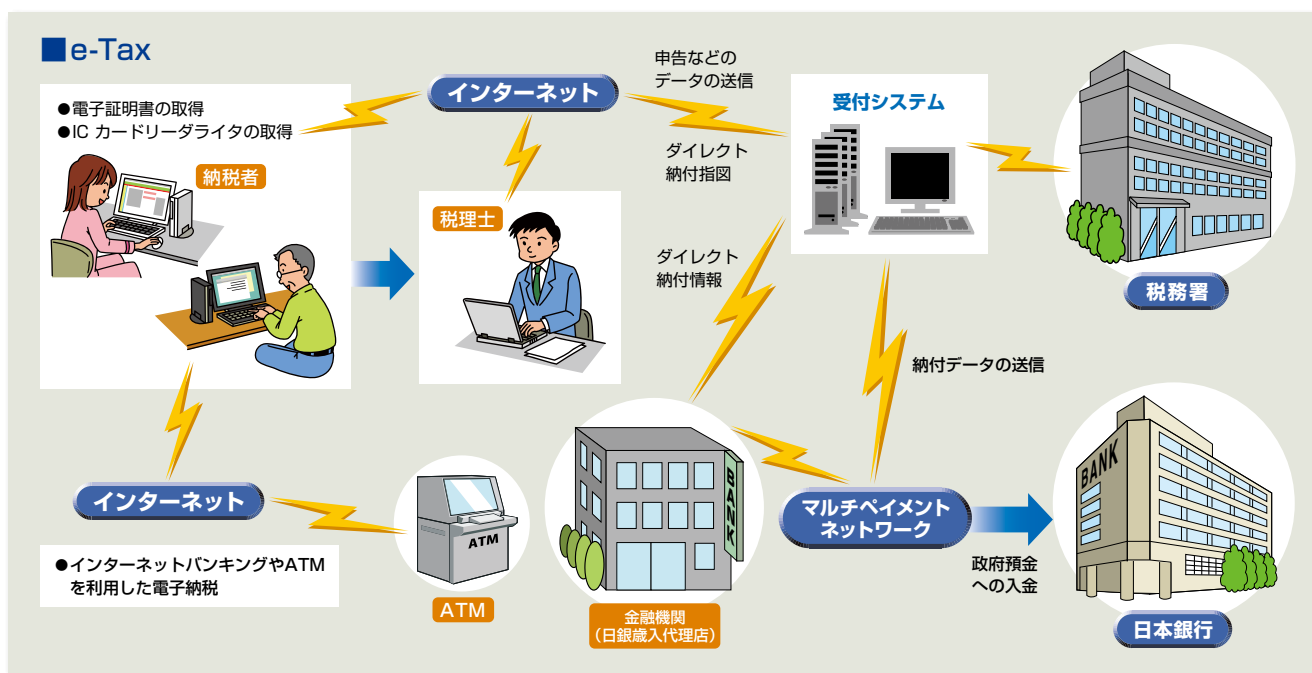
2 添付書類の提出を省略する場合、その添付書類の記載事項を入力して確定申告書と併せて送信する必要があります。

また、記載事項の入力内容を確認するため、必要があるときは、法定申告期限から5年間、税務署からこれらの書類の原本の提出又は提示を求められることがあります。

Ⅱ 適正な申告・納税のための納税者サービスの充実

～国税庁における「業務プロセス改革計画」の策定～

国税庁では、平成23年8月に政府のIT戦略本部において決定された「新たなオンライン利用に関する計画」に基づき、平成24年5月に国税庁における「業務プロセス改革計画」を策定しました。この「業務プロセス改革計画」では、「オンライン利用率」に加えて、「e-Taxの利用満足度」や「オンライン申請の受付1件当たりの費用」など、国民の利便性向上や行政運営の効率化に関する指標を設定し、それぞれの目標の達成に向けて各種施策に取り組むこととしています。国税庁としては、e-Taxの普及及び定着による納税者の利便性の向上と事務の効率化が最大限発揮されるよう、「業務プロセス改革計画」を積極的に推進していきます。



4 確定申告

～所得税の申告者数は2,185万人。半数以上は還付申告～

確定申告は、申告納税制度の下、納税者が一年間の所得と税額を計算し、申告納税を行う手続です。申告義務がある方のほか、高額な医療費の支払があったことなどにより、申告により所得税が還付となる方などが確定申告を行っています。平成23年分の所得税の確定申告を行った申告者数は2,185万人に上り、国民の5人に1人が確定申告を行っていることとなります。そのうち、還付申告者数は、1,279万人を超え、所得税の確定申告者数の半数以上を占めています。

国税庁では、確定申告を行う多くの納税者の多様なニーズに対応し、申告に伴う負担を軽減して、簡単・便利に申告を行っていただくことができるよう、様々なサービスの提供に努めています。

●個人申告者数の推移



平成11年以降、申告者数は2千万人(国民の5人に1人)以上

納税者の多様なニーズに対応するために様々なサービスを提供
→ 簡単・便利な申告手続の実現に向けた取組を実践

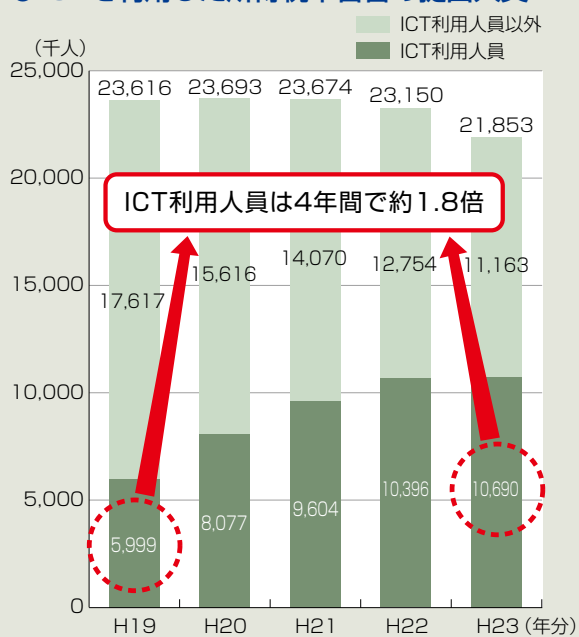
(1) ICTを利用した申告の推進

～e-Taxと確定申告書等作成コーナーの提供～

国税庁では、近年のICT化の進展を納税者サービスにも積極的に活用し、自宅などからのICTを利用した申告の推進に取り組んでいます。国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」やe-TaxといったICTを利用することにより、納税者は税務署に出向くことなく、いつでも計算誤りのない申告を便利に行うことができます。

このため、より多くの納税者にICTを利用した申告をしていただけるよう、広報や説明会などの各種施策を実施しています。また、税務署の相談会場においても、「確定申告書等作成コーナー」が利用できるパソコンを配備し、申告相談にいられた納税者にもパソコンを使って申告書の作成・e-Tax送信をしていただくことにより、ICTを利用した申告の利便性を実感していただいています。

●ICTを利用した所得税申告書の提出人員



ICT利用人員は4年間で約1.8倍

～「確定申告書等作成コーナー」で作成された所得税申告書の提出人員は790万件～

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、パソコンの画面上の案内に従って金額等を入力すると、所得金額や税額が自動計算され、所得税、個人の消費税、贈与税の申告書や青色申告決算書などを作成することができます。

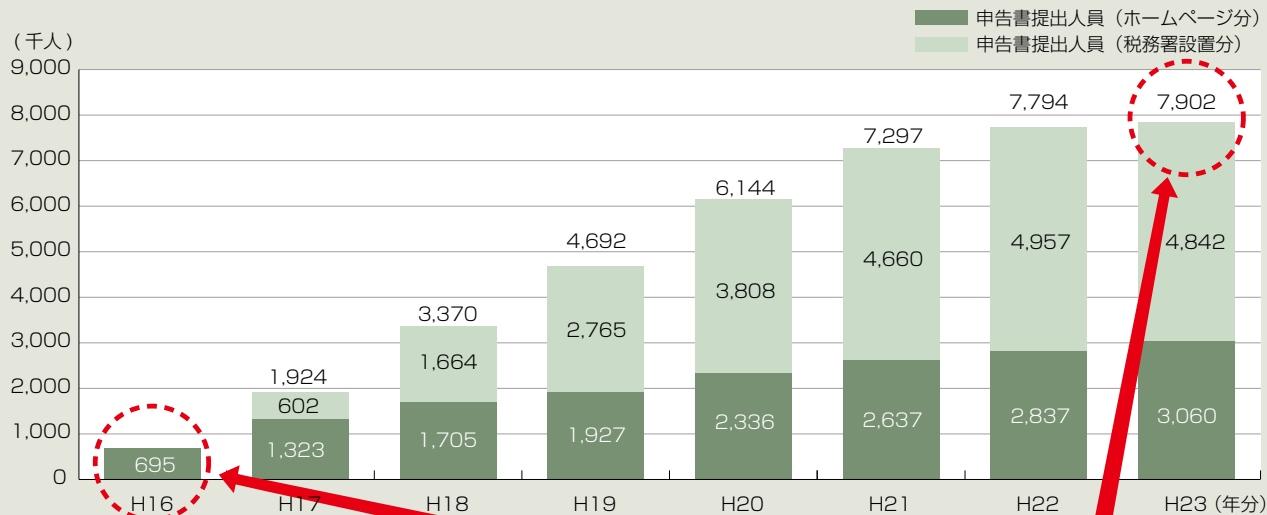
また、作成したデータはそのまま当コーナーからe-Taxを利用して送信することができる(贈与税を除きます。)ほか、印刷して税務署に郵送等で提出することができます。

平成14年分の確定申告期に導入して以来、利用者数は年々増加しており、平成23年分の確定申告期においては、「確定申告書等作成コーナー」で作成された所得税の申告書の提出人員は、相談会場に設置されたパソコンを通して作成されたものを含めて790万件と、全提出人員の36%以上を占めています。このうちの約64%程度がe-Taxにより提出されているところです。

Ⅱ 適正な申告・納税のための納税者サービスの充実

このコーナーが更に使いやすいものとなるよう、引き続き、利用者からの要望に基づいた改善を行い、より多くの納税者に利用していただけるようにしていきます。

●確定申告書等作成コーナーで作成された所得税の申告書の提出人員の推移



※ 翌年3月末日までに提出された計数です。
税務署設置分の「確定申告書等作成コーナー」は、平成16年分から開始しましたが、その申告書提出人員は未把握です。
平成15年分以前の申告書提出人員は未把握です。
平成19年分以後の年分の申告書提出人員はe-Taxを利用した件数を含みます。

作成コーナーの利用件数は、7年間で約11倍増加

(2) 多様な納税者ニーズへの対応

～確定申告期間中における日曜開庁の実施～

国税庁では、「申告相談が平日だけの対応では困る、閉庁日にも対応してほしい」という納税者からの声を受けて、確定申告期間中の日曜日に2回、一部の税務署を対象として税務署内や署外の合同会場において申告書の受付や申告相談などを実施しています。

平成23年分の確定申告期においては、平成24年2月19日と26日に実施し、26万1,000件の所得税の確定申告書の提出がありました。

また、税務署に出向かずに必要な情報や各種様式を入手できるよう、国税庁ホームページなどで確定申告に関する様々な情報を提供しているほか、確定申告に関する各種説明会や小規模な事業者を対象として税理士による無料相談会を実施するなど、多様な納税者ニーズに対応しつつ、限られた定員の中で確定申告事務全体を円滑かつ効率的に実施することとしています。

地方税当局との協力

地方税の中には、対象となる納税者や税の仕組みが国税と共通しているものがありますので、納税者の申告手続の簡略化を図るために、制度面や執行面において、国税(当局)と地方税(当局)との間で緊密な連携を図っています。例えば、所得税の申告をした場合、税務署から地方税当局にその情報を提供することとなっているので、地方税である個人事業税や個人住民税の申告は必要ありません。

また、平成23年1月から、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、所得税申告書等の地方団体へのデータ提供を開始するなど、ICTを推進することにより、国及び地方団体の行政事務の効率化とコスト削減に努めています。

5 適正な源泉徴収制度の運営

～源泉徴収義務者への周知・広報を実施～

源泉徴収制度は、源泉徴収義務者が年末調整を行うことにより、5,000万人を超える給与所得者のうち多くが確定申告の手続を要することなく課税関係を完結できる制度であり、申告納税制度の円滑な運営と並び、税務行政上極めて重要な制度です。

国税庁では、源泉徴収義務者に適正に源泉徴収や納付を行っていただくため、年末調整説明会の開催や各種手引・パンフレットの配布等により、源泉徴収制度の周知・広報を行っています。

6 税理士制度

～税理士の使命～

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図るという公共的な使命を負っています。なお、平成24年3月末現在で、全国で72,635人の税理士が登録を受け、また2,366の税理士法人が設立されています。

～税理士の業務～

税理士の業務である①税務代理、②税務書類の作成、③税務相談は、たとえ無償であっても税理士でない者は行ってはならないこととされており、同時に、税理士に対しては、脱税相談や税理士の信用又は品位を害する行為の禁止等、種々の義務と責任が課されています。

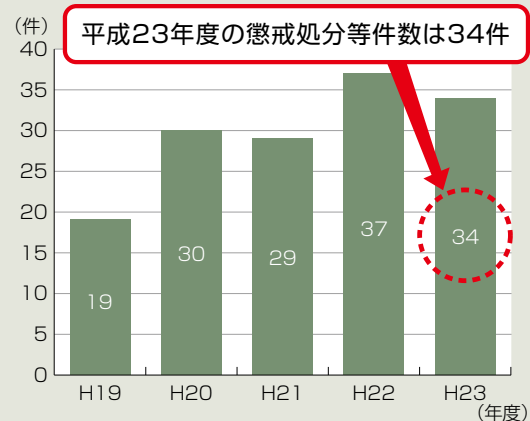
納税者は、税理士が提供するサービス（申告書の作成や専門的な助言）を利用することにより、適正に申告・納税することができます。また、企業や個人事業者は、帳簿の作成や決算などの会計業務についても税理士に依頼したり、助言を受けるケースが多く、税理士は申告の基礎となる正しい記帳の推進においても重要な役割を果たしています。

～税理士業務の適正な運営の確保～

税理士制度に対する国民の信頼を確保するため、あらゆる機会を活用して注意喚起を行い、税理士の非行の未然防止に努めています。また、税理士などに対する調査を的確に実施し、税理士法に違反した税理士や、税理士でないにもかかわらず税理士業務を行ういわゆる「ニセ税理士」に対しては、懲戒処分や告発を行うなど厳正に対処しています。

税理士に対する懲戒処分等については、官報公告に加えて国税庁ホームページにおいても懲戒処分内容等を公表しています。

● 税理士・税理士法人に対する懲戒処分等件数



Ⅱ 適正な申告・納税のための納税者サービスの充実

～税理士会等との連絡協調～

(1) 書面添付制度の推進

税理士法に定められている書面添付制度は、税理士が申告書の作成に関して果たした具体的な役割を明確にすることができるとともに、国税庁としてもそれを尊重しようとするものです。具体的に、税理士は、申告書の作成に関し、計算し、整理し又は相談に応じた事項を記載した書面を申告書に添付することができ、この書面が添付されている申告書を提出した納税者にあらかじめ日時、場所を通知して税務調査を実施しようとする場合には、その通知前に税務代理権限証書を提出している税理士に対し、添付された書面に記載された事項に関して意見を述べる機会を与えなければならないというものです。

この制度は、正確な申告書の作成・提出に資するとともに、税務行政の円滑化・簡素化が図られ、ひいては信頼される税理士制度の確立に結びつくものであることから、添付書面の記載内容の充実及び添付割合の向上が図られるよう、税理士会等との協議を積極的に行うとともに、この制度を尊重し、一層の普及・定着に努めています。

(2) e-Taxの利用促進

e-Taxの利用促進に当たっては、税理士の果たす役割が大きいことから、国税庁では、税理士会等に対してe-Taxの利用促進に係る協力要請を行うとともに、税理士会等が開催するe-Taxに係る説明会へ講師を派遣し、税理士会等との協調を図っています（e-Taxについては、16ページをご参照ください。）。

税理士会と日本税理士会連合会

税理士会は、税理士業務の改善進歩等のために、税理士や税理士法人等の指導、連絡や監督を行う、税理士法に定められた団体です。現在、全国に15の税理士会があり、各税理士会では、①税理士の資質の向上のための研修、②小・中学校等での租税教室への講師派遣、③小規模納税者などに対する無料税務相談など、幅広い活動を行っています。

また、日本税理士会連合会は、税理士会を会員とする、税理士法に定められた全国で唯一の団体です。税理士会とその会員に対する指導、連絡や監督に関する事務のほか、税理士の登録に関する事務、税理士に関する制度についての調査研究などの活動を行っています。詳しくは、日本税理士会連合会のホームページ <http://www.nichizeiren.or.jp> をご覧ください。

7 関係民間団体との協調

～関係民間団体の協力によって、税に関する情報を納税者に提供～

国税庁は、税に関する情報を直接納税者に提供するだけでなく、青色申告会や法人会などの関係民間団体の協力によって、税に関する情報が納税者に伝わるようにしています。これらの関係民間団体は、適正な申告納税制度の実現や税知識の普及などに大きな役割を果たしています。

また、関係民間団体においては、e-Taxの普及活動や「税を考える週間」における各種行事の共同開催を推進していくことなどにより、各団体間の連携・協調の強化を図っています。

青色申告会

青色申告会は、青色申告制度の普及と誠実な記帳による適正な申告の推進を目的として、個人事業者の青色申告者を中心に結成された団体です。全国に約3,200の会があり、会員数は約89万人となっています(平成24年4月)。各青色申告会では、記帳指導、研修会などの開催や青色申告の普及など幅広い活動を行っています。詳しくは、最寄りの各地区青色申告会までお問い合わせください。

法人会

法人会は、税知識の普及や、適正な申告納税制度の確立を図ることを目的として結成された団体です。公益財団法人全国法人会総連合と都道府県単位の連合会を含む社団法人としての法人会が483会あり、会員数は約91万社となっています(平成23年12月)。各法人会では、税の講習会、租税教室の開催や企業経営、社会の健全な発展に貢献するための運動などを行っています。詳しくは、公益財団法人全国法人会総連合のホームページ <http://www.zenkokuhojinkai.or.jp> をご覧ください。

間税会

間税会は、間接税についての知識を習得し、申告納税制度における公平な税制の実現と適正な税務執行に寄与することを目的として結成された団体です。全国に571団体があり、会員数は約9万名となっています(平成23年3月)。間税会では、税制や税の執行の改善のための提言、消費税に関する税知識の普及や滞納防止のための活動を行っています。詳しくは、全国間税会総連合会のホームページ <http://www.kanzeikai.jp> をご覧ください。

納税貯蓄組合

納税貯蓄組合は、納税のための貯蓄を通じて期限内完納の継続を目指す人々が集まって組織された団体です。納税貯蓄組合法に基づき設立され、約4万4,000組合があります(平成23年3月)。納税貯蓄組合では、期限内完納を推進するための取組や中学生の「税についての作文」の募集などの活動を行っています。詳しくは、全国納税貯蓄組合連合会のホームページ <http://www.zennoren.jp> をご覧ください。

納税協会

納税協会は、税知識の普及や、適正な申告納税の推進と納税道義の高揚を図ることを目的として、大阪国税局の各税務署管内に設立された団体です。公益財団法人納税協会連合会と公益社団法人である83の納税協会があり、会員数は約19万人社となっています(平成23年3月)。各納税協会では、各種説明会、広報活動及び租税教育への取組など公益性の高い活動を行っています。詳しくは、納税協会のホームページ <http://www.nouzeikyokai.or.jp> をご覧ください。

Ⅱ 適正な申告・納税のための納税者サービスの充実

コラム 東日本大震災への対応（平成24年3月末現在）

1 被災と復旧の状況

東日本大震災は、平成23年3月11日（金）14時46分頃、所得税等の確定申告期限の直前ということで、多数の納税者が確定申告会場に来署している中で発生しました。仙台国税局大船渡署の1階が津波により水没したほか、多数の局署の庁舎で内外壁の亀裂・剥落、天井パネルの落下、書棚等の転倒、窓ガラス破損等の被害が生じました。

これにより、震災直後の3月14日は、仙台及び関東信越国税局管内の10署が業務を休止し、34署が窓口事務しか行えない状況となりましたが、4月18日には、庁舎が使用できない大船渡署及び須賀川署を除き、全ての署で通常業務を再開しました（現在、大船渡署及び須賀川署は仮庁舎で業務を継続）。

また、福島原子力発電所事故の影響により、3月14日から28日までの間、関東信越、東京及び名古屋国税局管内の延べ150署で計画停電が実施され、KSKシステム等が利用できず、納税証明書の発行など一部の業務に影響が生じました。

2 震災直後の対応

(1) 国税の申告・納付等の期限の延長

平成23年3月12日に、青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県の国税に関する申告・納付等の期限を延長（地域指定）する旨を公表しました（3月15日告示）。

なお、これらの地域については、被災後の状況などを踏まえ、段階的に延長期限の期日を指定し、青森県及び茨城県については7月29日、岩手県、宮城県及び福島県の内陸部等約8割の市町村については9月30日、岩手県及び宮城県の沿岸部の一部の市町村については12月15日、宮城県の石巻市、東松島市及び女川町については平成24年4月2日を期日として指定しました。

また、今般の震災により、延長期限の期日までに申告・納付等の手続きが困難な納税者については、個別に期限の延長が認められることから（個別指定）、当該期日や個別指定について周知・広報し、納税者からの相談に適切に対応することとしました。

(2) 災害に関する税務上の取扱い等の周知

災害に関する税務上の取扱い等について、震災発生後速やかに、パンフレットやホームページ等を通じて周知・広報を行いました。

(3) 避難中の納税者への対応

平成23年3月22日以降、東日本大震災により被災した納税者等が全国の避難所等に避難している状況を踏まえ、税に関する相談、還付金の支払に関する問い合わせ及び納税証明書の交付等について、避難所等の最寄りの税務署で対応できる体制の整備を図りました。

3 震災特例法への対応

(1) 震災特例法の施行に伴う対応

平成23年4月27日、東日本大震災の被災者等の負担の軽減等を図るため「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」（震災特例法）が成立し、被害を受けた住宅や家財等につき、平成22年分所得税について雑損控除等の適用が可能となる措置などが創設されました。

これに伴い、被災地域を管轄する税務署を中心として多数の申告・納税相談、更正の請求や還付申告書の提出が見込まれたことから、

- ① 被災地域を管轄する税務署においては、他の税務署や国税局などからの応援派遣の実施により必要な要員を確保する
 - ② 仙台、関東信越及び東京国税局における東日本大震災に関する電話による問い合わせには、専用番号「0番」を設け、相談員を増員して対応する、また、5月13日以降は、仙台国税局電話相談センターのサテライト・オフィスを東京国税局に開設して対応する
 - ③ パンフレットや国税庁ホームページ等を通じて震災特例法の内容等について周知・広報する
 - ④ 被災地域や納税者の方の実情に応じて、説明会や出張相談等を実施する
 - ⑤ 制度の周知・広報、説明会等の実施に当たっては、地方団体・関係民間団体と連携、協調して対応する
 - ⑥ 避難所等の最寄りの税務署でも申告相談に対応する
- などの取組を行いました。

(2) 震災特例法（所得税関係）に基づく還付申告等への対応

今回の震災により住宅や家財等に被害を受けた方は、津波等の被害が甚大な岩手・宮城・福島各県を中心に多数存在し、これらの方は、震災特例法に基づき、平成22年分の所得税について、雑損控除等の適用により所得税の還付等を受けることができることとされました。このため、これらの地域を管轄する仙台国税局では、平成23年11月末までを集中対応期間と位置づけ、記



集中対応期間の申告相談風景

者発表などによる積極的な広報や、個別相談の案内などを行うことにより、被災した方が早期に所得税の還付等を受けることができるように取り組みました。

(3) 震災特例法（相続税・贈与税関係）における土地等の評価の特例

相続税及び贈与税における土地等の評価は、相続等又は贈与の時ににおける時価によることとされていますが、震災特例法により、平成23年3月10日以前に相続等又は贈与により取得した指定地域内の土地等に係る相続税・贈与税で、同月11日以後に申告期限が到来するものについては、震災による地価下落を反映させるため、相続等又は贈与の時ににおける時価によらず、「震災の発生直後の価額」によることができることとされました。

「震災の発生直後の価額」の算定に当たっては、震災による地価下落の状況を反映した「調整率」を一定の地域ごとに定め、これを平成23年分の路線価等に乗ずる方法により、「震災の発生直後の価額」を評価できることとしており、この「調整率」については、平成23年11月1日に公開しました。

$$\text{震災の発生直後の価額} = \text{路線価等（H23.1.1時点の価額）} \times \text{調整率}$$

(注) 指定地域は、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県全域、並びに、埼玉県加須市（旧北川辺町及び旧大利根町の区域）、埼玉県久喜市、新潟県十日町市、新潟県中魚沼郡津南町及び長野県下水内郡栄村。

Ⅱ 適正な申告・納税のための納税者サービスの充実

4 被災地への支援

(1) 被災地の税務署への応援体制

仙台国税局については、多数の申告・納税相談、更正の請求や還付申告書の提出等に対応するため、平成23年4月25日以降、被災地域を管轄する税務署に対して、管内の他の税務署や国税局からの応援派遣（延べ約22,400人）、東京及び関東信越国税局等からの応援派遣（延べ約1,400人）を行うことにより、必要な要員を確保しました（平成23年12末日現在）。

(2) 国税職員の地方公共団体に対する人的支援

平成23年3月19日以降、仙台国税局において、2の県庁及び29の市役所等に対し、延べ約6,400人の職員を派遣し、り災証明書の発行業務等の支援を行いました。

5 確定申告期の支援

平成23年分確定申告期においては、被害が甚大であった仙台国税局の確定申告期における納税者の方々への対応に万全を期するため、被災地域を管轄する税務署（19署）に対して、管内の他の税務署や国税局からの応援派遣（延べ約7,000人）を行ったほか、国税局の垣根を越えて、

- ① 2月6日から3月16日までの間、仙台国税局管内8税務署に札幌、東京、名古屋、大阪及び福岡国税局等の職員を延べ約4,500人派遣し、申告相談事務等を支援
- ② 1月17日から3月15日までの間、大阪国税局に電話相談のサテライト・オフィスを開設し、大阪、広島、高松、熊本の各国税局及び沖縄国税事務所の職員が1日平均約55名体制で仙台国税局管内納税者からの電話相談に対応
- ③ 金沢国税局において、東京国税局から転送されてきた電話相談に対応（金沢国税局が東京国税局を支援し、東京国税局が仙台国税局を支援する方式による間接的仙台国税局支援）といった国税庁を挙げた取組を行いました。



仙台国税局の申告相談会場の風景

6 酒類業関係

(1) 酒類の安全性確保

国内全ての酒類製造者に対して放射能汚染防止のための技術情報を提供するとともに、酒類製造場内にある出荷前の酒類及び醸造用水について、放射性物質に関する調査を実施しました。

(2) 酒類の輸出証明書の発行等

輸出先からの求めに応じて、輸出される酒類に係る証明書（製造日証明、製造地証明、放射能の検査証明）を発行するとともに、輸入規制をしている国・地域に対して、外務省を通じて規制の緩和等の働きかけを行いました。

(3) 免許手続等の特例

被災した酒類製造場等に係る免許等の手続や被災酒類に係る酒税相当額の還付手続等について、弾力的に取扱うこととしました。

(4) 震災特例法（酒税関係）における酒税の軽減

酒類製造場が甚大な被害を受けた中小酒類製造者に対して、酒税が軽減される措置が設けられました。これに伴い、適用対象となる損害の範囲など、具体的な要件の判定方法等の取扱いについて定め、酒類業者に対して周知を図りました。

(5) 中小企業施策の効果的活用に向けた支援等

中小酒類業者が活用可能な各種中小企業施策（中小企業等復旧・復興支援補助、東日本大震災復興特別貸付等）に関する情報提供をきめ細かく実施するとともに、各種中小企業施策の活用に関する相談に対し、関係行政機関と協調して適切に対応するほか、酒類業に携わる方々の復興に資する研修会を実施しました。

東日本大震災により被害を受けた場合の税制上の特例措置

平成23年4月27日に、東日本大震災の被災者等の負担の軽減等を図るため、震災特例法が施行されました。
また、平成23年12月14日には、東日本大震災の被災者等の負担の軽減及び東日本大震災からの復興に向けた取組の推進を図るため、震災特例法の一部を改正する法律が施行されました。

この震災特例法及び震災特例法の一部を改正する法律において、東日本大震災により被災された方などに適用される主な税制上の措置については以下のとおりです。

所得税	東日本大震災により住宅や家財に損害を受けた方は、①所得税法に定める雑損控除の方法、②災害減免法に定める税金の軽減免除による方法について、平成22年分又は平成23年分のいずれかの年分を選択して、これらの軽減等の措置を受けることができます。
	棚卸資産・事業用資産等について東日本大震災により生じた損失については、その損失額を平成22年分の事業所得の金額等の計算上、必要経費に算入できます。
	① 東日本大震災により住宅借入金等特別控除の適用を受けていた住宅について居住できなくなった場合についても、その住宅に係る住宅借入金等特別控除の残りの適用期間について、引き続き、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。 ② 東日本大震災によって自己の所有する家屋が被害を受けたことにより自己の居住の用に供することができなくなった方が、住宅の再取得等をした場合には、選択により、通常の住宅借入金等特別控除の適用に代えて、その居住の用に供した年に応じた控除率等による「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例」を適用できます。 ③ 上記①と②については、重複して適用できます。
法人税	平成23年12月26日から平成28年3月31日までの間に認定地方公共団体の指定を受けた法人で、復興産業集積区域内に新設されたものについては、指定のあった日から同日以後5年を経過する日までの期間内の日を含む各事業年度において法人税の課税が繰り延べられるよう、次の特例を受けることができます。 ① 所得金額を限度として再投資等準備金を積み立てたときは、その積立金を損金の額に算入できます。 ② 復興産業集積区域内で機械又は建物等に再投資等を行った事業年度において、準備金残高を限度として特別償却ができます。
自動車重量税	東日本大震災により自動車検査証の有効期間内に被害を受けて廃車となった被災した自動車・二輪車等の所有者の方は、運輸支局又は軽自動車検査協会において自動車・二輪車等の永久抹消登録又は滅失・解体の届出の手続きを行い、自動車重量税に係る還付申請書を提出することにより、自動車重量税の還付を受けることができます。 被災した自動車・二輪車等の使用者であった方が、平成26年4月30日までの間に、買換車両を取得して自動車検査証の交付等を受ける場合には、運輸支局又は軽自動車検査協会に自動車重量税に係る免税届出書を提出することにより、最初に受ける自動車検査証の交付等に係る自動車重量税が免除されます。
印紙税等	地方公共団体又は政府系金融機関等が、東日本大震災により被害を受けた方に対して、他の金銭の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う金銭の貸付けに係る「消費貸借に関する契約書」について、印紙税が非課税となります。 東日本大震災により滅失し、又は損壊したため取り壊した建物及び警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた建物の代替建物を取得する場合等において、その被災された方が作成する「不動産の譲渡に関する契約書」及び「建設工事の請負に関する契約書」についての印紙税が非課税となります。また、その所有権の移転登記等に係る登録免許税が免除されます。

※ その他の措置及び詳細については、国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp> をご覧いただくか、最寄りの税務署にお尋ねください。

Ⅲ 適正な調査・徴収

1 適正・公平な税務行政の推進

～職員をバランスよく配置し、不正な税逃れには厳正な調査を実施～

国税庁は、適正かつ公平な課税を実現するため、限られた人員等をバランスよく配分し、大口・悪質な納税者に対しては組織力を最大限に活かした的確な調査を行う一方で、簡単な誤りの是正などは簡易な接触を組み合わせて行うなど、効果的・効率的な事務運営を心掛けています。

特に不正に税金の負担を逃れようとする納税者に対しては、様々な角度から情報の分析を行い、調査対象を選定し、厳正な調査を実施することとしています。

● 税務調査等の件数

(単位:千件)

	平成20事務年度	平成21事務年度	平成22事務年度
調査の件数	332	312	283
簡易な接触の件数	732	644	639

※「簡易な接触」とは、電話又は納税者の来署を求めて申告の是正を行うことをいいます。

年間約90万件の税務調査等を実施

～システムを活用した調査選定、資料情報の効率的な収集体制を整備～

具体的には、KSKシステムを活用して、データベースに蓄積された所得税や法人税の申告内容や各種資料情報などを基に、業種・業態・事業規模といった観点から分析して、調査対象を選定しています。なお、資料情報については、適正・公平な課税を実現する上で重要であることから、調査において活用効果の高い資料情報を効率的に収集するための体制を整備しています。

～調査1件当たりの申告漏れ所得は申告所得税で879万円、法人税で1,007万円～

税務調査は、納税者の申告内容を帳簿などで確認し、申告内容に誤りがあれば是正を求めるものです。特に悪質な納税者に対する税務調査には日数を十分かけるなど重点的に取り組んでいます。

実地調査で把握した1件当たりの申告漏れ所得金額は、平成22事務年度においては、申告所得税は879万円¹、法人税は1,007万円となっています。

● 実地調査で把握した申告所得税・法人税の1件当たり申告漏れ所得金額



効果的な調査のための施策を積極的に推進

1 実地調査のうち、特別・一般調査に係る金額です。

(1) 調査において重点的に取り組んでいる事項

～資産運用の多様化・国際化を念頭に置いた調査を実施～

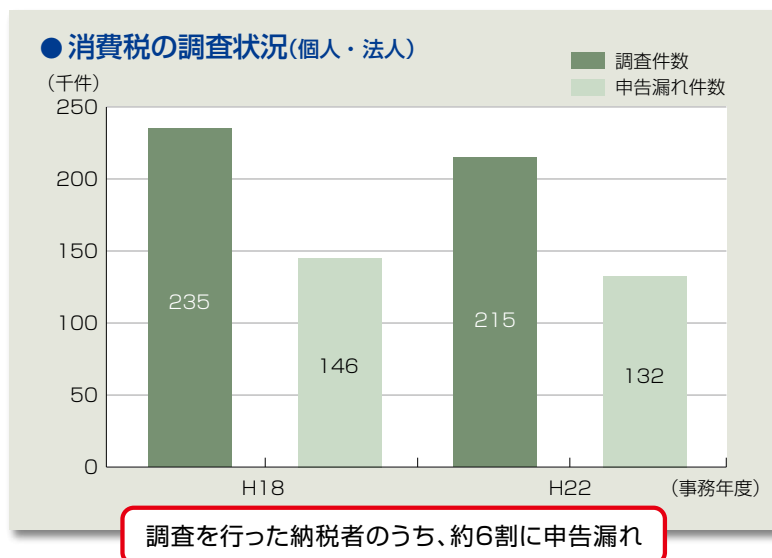
高額な所得が見込まれるが申告額が少なかったり、そもそも申告を行っていない者などについては、資産運用の多様化・国際化も念頭に置いた上で調査等に取り組んでいます。

◎ 海外資産等の申告除外を把握した事例

- 会社役員は、海外で受領した報酬を海外金融機関に留保の上、これを運用し、多額の運用益を得ていたが、申告から除外していた。
- 相続税の申告から除外されていた海外預金を、海外の税務当局との情報交換（情報交換については、40ページをご参照ください。）によって把握した。

～十分な審査と調査等により、消費税の不正還付申告を防止～

消費税は、主要な税目の一つであり、預り金的性格を有するため、国民の関心が極めて高く、一層の適正な執行が求められています。特に、消費税について虚偽の申告により不正に還付金を得ようとするケースも見受けられるため、還付の原因となる事実関係について十分な審査を行うとともに、還付原因が不明な場合には、調査等により接触し、不正還付防止に努めています。



◎ 悪質な消費税不正還付事例

- 帳簿等を改ざんし、国内売上を輸出免税売上に仮装する手口で不正に消費税の還付を受けていた。
- 事業者が支払う人件費は課税取引とならないが、関係会社（人材派遣会社など）からの派遣であると偽ることにより、課税取引である外注費に仮装して不正に消費税の還付を受けていた。
- 帳簿等を改ざんし、賃貸借処理をすべきリース契約について売買処理を行うことにより、リース資産を自社の固定資産として計上し、不正に消費税の還付を受けていた。

～納税者の主張を正確に把握し、適正な課税処理を遂行～

税務行政に対する信頼を確保するためには、課税が正しい事実認定の下、適切な法令解釈あるいは法令の適用がなされていることが重要です。

このため、あらゆる事案において、常に、納税者の主張を正確に把握し、的確な事実認定に基づいて十分に法令面の検討を行った上で、適正な課税処理を行うよう努めています。その際、確実に法令要件が満たされているかなどを確認するための手続・手順の遵守を徹底しています。

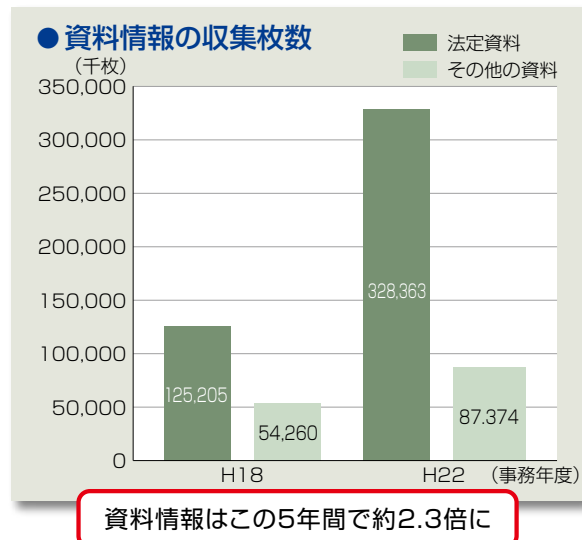
Ⅲ 適正な調査・徴収

(2) 資料情報

～的確な指導や税務調査に活用するため、あらゆる機会を通じて資料情報を収集～

国税庁では、税法などの規定により提出が義務付けられている給与所得の源泉徴収票や利子等の支払調書のほか、調査などの際に把握した裏取引や偽装取引に関する情報など、様々な資料情報の収集を行い、的確な指導や税務調査に活用しています。

また、近年の経済取引の国際化、高度情報化、複雑化、広域化等の進展や不正形態の変化に常に着目し、新たな資産運用手法や取引形態に関する資料情報を積極的に収集しており、海外投資に関する情報、海外企業との取引、インターネットを利用した電子商取引などの資料情報の収集に取り組んでいます。



(3) 査察

～悪質な脱税者の刑事責任を追及～

査察制度は、悪質な脱税者に対して刑事責任を追及し、その一罰百戒の効果を通じて、適正・公平な課税の実現と申告納税制度の維持に資することを目的としています。その目的を達成するため、一般の税務調査とは別に、偽りその他不正の行為により故意に税を免れた納税者に、正しい税を課すほか、強制的権限を行使するなど犯罪捜査に準ずる方法で調査を行い、その結果に基づき検察官に告発し、公訴の提起を求めます。

昨今の経済取引の広域化・国際化などにより、脱税の手段・方法が複雑・巧妙化している中で、国税査察官は、経済社会情勢の変化に的確に対応し、悪質な脱税者の摘発に全力を挙げています。

～平成23年度の脱税総額は192億円、うち告発分は157億円～

平成23年度においては、195件の査察調査に着手する一方で、前年度から引き続き査察調査を行っていた事件も含めて189件を処理し、そのうち117件を検察官に告発しました。脱税総額は192億円、告発事件1件当たりの脱税額は1億3,400万円となっています。

脱税の手口としては、売上を除外するものが多く見られたほか、国際取引を利用した事例として、自己の国内取引を海外法人の取引に偽装していたものがありました。また、脱税で得た資金は、現金や預貯金、有価証券などで保管されていたほか、不動産の購入や個人の遊興費などに充てられていました。

● 査察調査の状況

	着手件数	処理件数	告発件数	脱税総額 (うち告発分)	1件当たり脱税額 (うち告発分)
	件	件	件	百万円	百万円
平成22年度	196	216	156	24,819 (21,315)	115 (137)
平成23年度	195	189	117	19,221 (15,686)	102 (134)

※ 脱税額には、加算税を含みます。

～平成23年度一審判決の全てで有罪判決、うち9名に実刑判決～

平成23年度中に一審判決が言い渡された事件は150件で、全ての事件について有罪判決が出されました。平均の懲役月数は15.3か月、罰金額は2,300万円となっています。また、実刑判決は9人に出されました。実刑判決は昭和55年以降毎年言い渡されています。

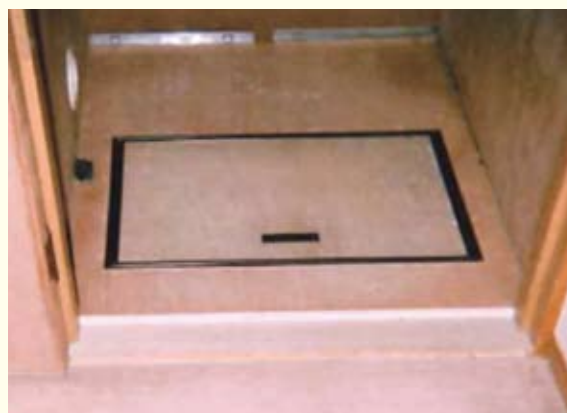
● 査察事件の判決の状況

	判決件数 ①	有罪件数 ②	有罪率 ②/①	実刑判決 人数③	1件当たり 犯則税額④	1人当たり 懲役月数⑤	1人(社)当たり 罰金額⑥
	件	件	%	人	百万円	月	百万円
平成22年度	152	152	100.0	6	80	13.8	20
平成23年度	150	150	100.0	9	120	15.3	23

※ ③～⑥は、他の犯罪との併合事件を除いてカウントしています。

過去に査察調査により把握した隠し財産の事例

居宅の収納庫床下に設置された金庫内から多額の現金を把握



コラム 納税環境整備に関する国税通則法の改正

平成23年度税制改正では、「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）（平成23年11月30日成立、平成23年12月2日公布）により、納税環境整備に関する国税通則法の改正が行われました。

1 税務調査手続

税務調査における事前通知や調査終了などの手続は、これまで、通達等に基づき実施していたところですが、

- ・ 調査手続の透明性及び納税者の予見可能性を高める。
- ・ 納税者に対する説明責任を強化する。

などの観点から、以下の事項について法定化されました。

- ① 事前通知
- ② 更正決定等をすべきと認められない場合における書面による通知
- ③ 調査結果の説明
- ④ 修正申告又は期限後申告の勧奨
- ⑤ 再調査
- ⑥ 納税者等から提出された物件の留置き

2 更正の請求

既に行った申告に誤りがあり、税額が多すぎた場合や還付金額が少なすぎた場合に、税額の減額や還付金額の増額を求める「更正の請求」については、これまで、更正の請求ができる期間が、原則として法定申告期限から1年間とされていましたが、納税者の救済と課税の適正化とのバランス、制度の簡素化を図る観点から、更正の請求ができる期間が、原則として法定申告期限から5年間に延長されました。

なお、併せて、課税庁が増額更正できる期間（現行3年のもの）も5年に延長されています。

3 理由附記

国税に関する処分の理由附記については、これまで、所得税法等の個別法により理由附記を行うこととされていた処分を除き、原則として行うこととされていみせんでしたが、処分の適正化と納税者の予見可能性確保の観点から、全ての処分（行政手続法第2章の申請に対する拒否処分及び同法第3章の不利益処分）について、理由附記を実施することとされました。

ただし、個人の白色申告者等に対する更正等に係る理由附記については、記帳・帳簿保存義務の拡大（平成26年1月1日施行）と併せて実施することとされています。

（注）個人の白色申告者のうち前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得又は山林所得の合計額が300万円を超える方に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存が、これらの所得を生ずべき業務を行う全ての方（所得税の申告の必要がない方を含みます。）について、平成26年1月から同様に必要となります。

このうち、更正の請求期間の延長に関しては、平成23年12月2日の法律の公布とともに施行されたことから、具体的な改正内容や改正後の手続等について、国税庁ホームページに掲載しています。

また、税務調査手続及び理由附記に関しては、平成25年1月1日以後に施行（ただし、個人の白色申告者等に係る理由附記については、平成25年において記帳・帳簿等保存義務が課されている方などを除き、平成26年1月1日以後に行う処分から適用されます。）されることとなっており、国税庁としては、法改正の趣旨等を踏まえ、適正かつ円滑に執行できるよう取り組んでいくこととしています。

情報の厳正な管理

国税庁は、個人の所得情報など、様々な情報を保有していますが、その情報が簡単に漏れるようでは、納税者の国税庁への協力は期待できなくなり、円滑な調査に支障が生じかねません。

このため、税務職員が税務調査などで知った秘密を漏らした場合には、国家公務員法上の刑事罰（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）よりも重い税法上の刑事罰（2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）が課されることとなっています。こうした罰則規定の趣旨を徹底するため、定期的に職員に対する研修を行っています。また、調査などに際し、お話を伺う場所についても、プライバシーを配慮し、店舗先や玄関先はなるべく避けるようにしています。

また、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の趣旨などを踏まえ、行政文書の管理状況を定期的に点検するなどにより、国税庁の保有する納税者情報を厳正に管理するよう努めています。

加算税・延滞税の取扱いと免除

適正な申告や納税を確保するため、期限内に正しい申告や納税をしていない場合には、申告所得税や法人税などのほかに延滞税がかかる場合があります。さらに、過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税がかかる場合があります。

延滞税	納期限の翌日から2か月を経過する日まで	年4.3%（平成24年の場合）※
	納期限の翌日から2か月を経過した日以後	年14.6%

※ 金融情勢により年ごとに変動します。

加算税		通常の場合	仮装隠ぺいがあった場合
	期限内に申告したが税額が少なかった場合	過少申告加算税 (10%又は15%)	重加算税（35%）
	期限内の申告がない場合	無申告加算税 (15%又は20%)	重加算税（40%）

なお、納税者の責めに帰すべき事由のない、正当な理由があると認められる場合は、過少申告加算税や無申告加算税は課されません。

また、災害による納税の猶予を受けた場合、国税職員の誤った申告指導などによって納税者が申告又は納付することができなかった場合など一定の要件に該当する場合には、延滞税の全部又は一部が免除されます。国税庁では、こうした加算税などが課されない場合の取扱いを定め、国税庁ホームページで公表しています。

2 確実な税金の納付

(1) 自主納付態勢の確立

～年度内に納付された税金は約44兆円(年度内収納割合は98.1%)～

申告された国税は、国庫に納付されて初めて歳入となります。平成22年度においては、税務署に申告された国税などの課税額（徴収決定済額）が約45兆1,000億円であったのに対し、このうち年度内に国庫に納付された税金（収納済額）が約44兆2,000億円となっており、その収納割合は98.1%でした。

～納付手段の多様化により納税者の利便性を向上～

国税は、納税者が自ら申告し、その税額を自ら期限までに納付する申告納税制度を原則としているため、期限を失念して納付が遅れてしまうことがないように広報に努めています。

国税の納付手段としては、現金に納付書を添えて金融機関又は税務署の窓口で納付する方法の他に、インターネットバンキングなどを利用した電子納税、コンビニ納付、ダイレクト納付といった多様な納付手段を順次導入し、納税者サービスの向上を図っています。

また、申告所得税や個人事業者の消費税については、預貯金口座からの振替納税が利用できます。

～滞納を未然に防止するための取組～

前回、期限を過ぎて納付した納税者に、あらかじめ文書で期限をお知らせし、期限を過ぎても納付のない納税者には、督促状を発付する前に電話で連絡して納付を促すなど、滞納を未然に防止するための取組を行っています。

ダイレクト納付（国税ダイレクト方式電子納税）

ダイレクト納付は、あらかじめ預貯金口座の情報を記載した利用届出書を提出することにより、e-Taxを利用して電子申告等をした後、簡単な操作で預貯金口座からの振替によって納付することができる手続です。

なお、ダイレクト納付に対応した金融機関の預貯金口座でなければダイレクト納付の利用はできないため、国税庁では未対応の金融機関に対して対応を要請するなど、利用可能金融機関の拡大に向けた取組を行っており、平成24年3月末現在、328の金融機関で利用可能となっています。

国税のコンビニ納付

国税については、金融機関や税務署の窓口が開いていない夜間や休日においても、コンビニエンスストア店舗での納付手続が可能となっており、平成22年度のコンビニ納付件数は、約114万件でした。

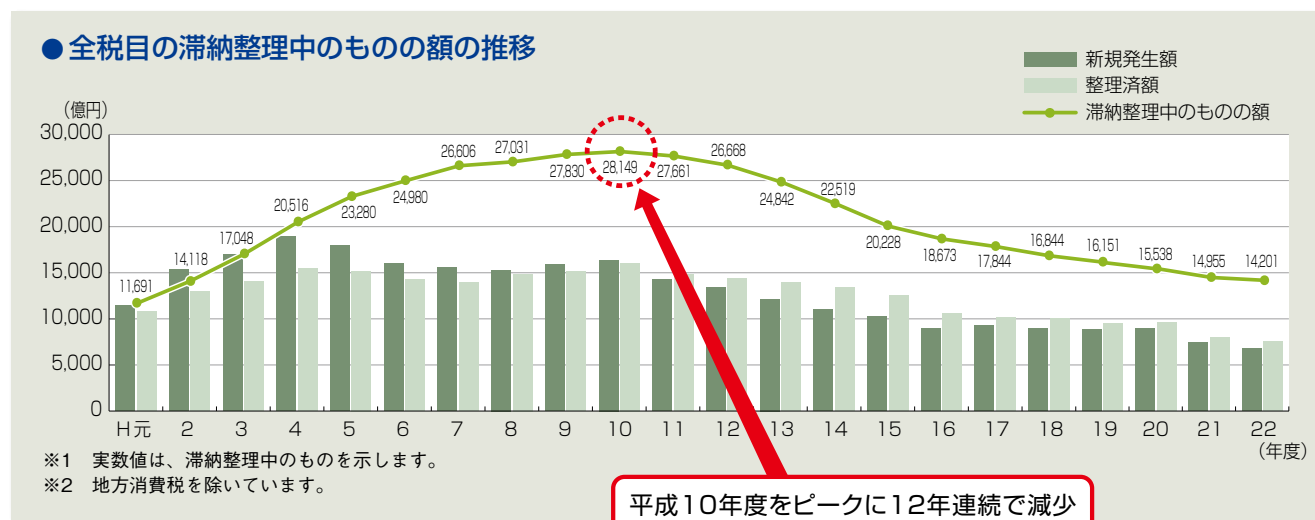
なお、コンビニ納付を利用するためには、バーコード付納付書が必要であり、納付金額が30万円以下で、次のような場合に所轄の国税局・税務署で発行します。

- ① 確定した税額を期限前に通知する場合（所得税の予定納税など）
- ② 督促・催告を行う場合（全税目）
- ③ 賦課課税方式による場合（各種加算税）
- ④ 確定した税額について納税者から納付書の発行依頼があった場合（全税目）

(2) 滞納の整理促進への取組

～滞納整理中のものの額はピーク時の50.4%に～

滞納とは、国税が納期限までに納付されず、督促状が発付されたものをいい、平成22年度末時点の滞納税額は約1兆4,201億円となっています。



滞納整理中のものの額は約1.4兆円と依然として高水準
→ 今後も局署を挙げて滞納の未然防止と整理促進に取り組む方針

国税庁では、まず滞納が発生しないようにすることが重要であると考えており、国税の確実な徴収を図るため、国税組織全体として滞納の未然防止や早期徴収に取り組んでいます。

その上で、滞納となった国税については、期限内に国税の納付を行っている大多数の納税者との間の公平性を確保する観点から、早期着手・早期保全に努めるとともに、以下の基本方針の下、滞納の整理促進に取り組んでいます。

～滞納整理は滞納者個々の実情を踏まえて適切に対応～

滞納処分の執行は、納税者の権利・利益に特に強い影響を及ぼすことから、滞納整理に当たっては、事実関係を正確に把握した上で、差押え、公売等の滞納処分を行う一方で、納税の猶予、換価の猶予等の納税緩和措置を講じるなど、滞納者個々の実情を踏まえながら、法令の規定に基づき適切に対応しています。

～大口・悪質滞納事案に対する厳正かつ毅然とした対応～

大口・悪質滞納事案の滞納整理に当たっては、搜索、差押え、公売等の滞納処分を実施するなど、厳正かつ毅然とした対応を行っています。

また、財産の隠蔽等により滞納処分の執行を免れようとする特に悪質な事案については、滞納処分免脱罪¹の告発を行うなど、特に厳正に対処しています。

1 差押えなどの滞納処分を免れる目的で、財産の隠蔽などを行った場合は、3年以下の懲役又は250万円以下の罰金が科されます。

Ⅲ 適正な調査・徴収

～処理困難事案に対する重点的な処理～

広範囲にわたって財産調査先が存在するなど、処理展開を図るために相当な事務量を要するなどの処理困難事案については、相当の事務量や処理の進展に高度な徴収技法の活用が必要なため、広域運営、適時のプロジェクトチームの編成による滞納処分の実施など、組織的な対応を行うとともに、詐欺行為取消訴訟¹等の原告訴訟を提起するなど、法的手段を積極的に活用した滞納整理に取り組んでいます。

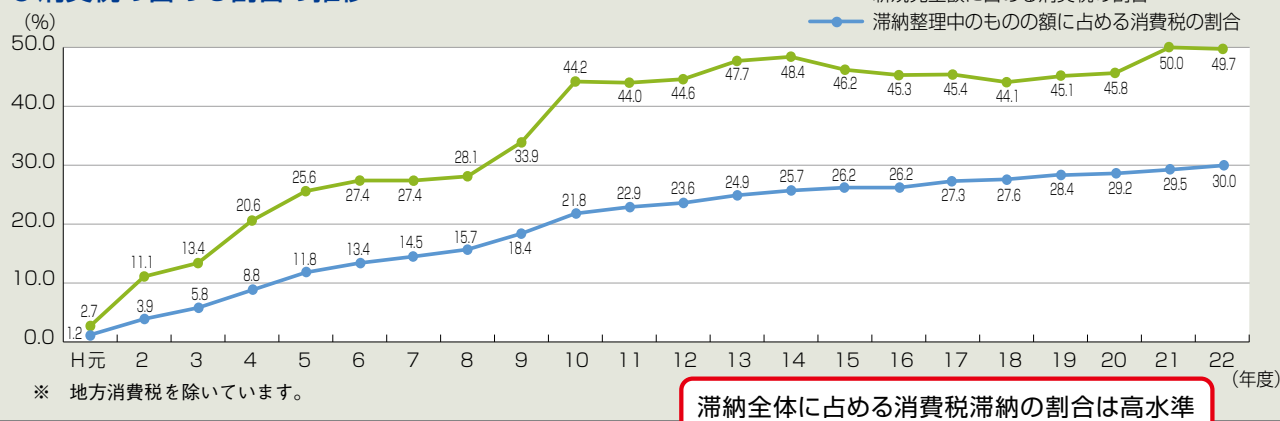
～消費税滞納事案の確実な処理～

消費税滞納については、国民の関心が高く、また、滞納全体に占める割合が年々高まっているため、国税局及び税務署を通じて消費税滞納を含む滞納事案の完結に向けて確実な処理を行い、消費税の滞納残高の圧縮に取り組んでいます。

●消費税の滞納整理中のものの額の推移



●消費税の占める割合の推移



(3) 集中電話催告センター室

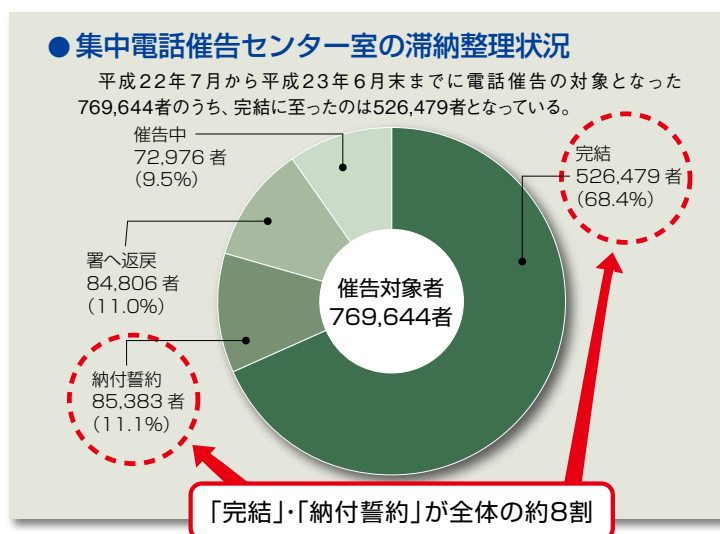
～効果的・効率的な電話催告の実施～

新規滞納事案については、集中電話催告センター室（納税コールセンター）において幅広く所掌し、集中電話催告システムを活用した電話催告等を行うことにより、効果的・効率的な滞納整理を行っています。

¹ 詐欺行為取消訴訟とは、滞納者と第三者との間における債権者（国）を害する法律行為（詐欺行為）の効力を否定して、滞納者から離脱した財産をその第三者から取り戻して滞納者に復帰させるための訴訟をいいます（国税通則法第42条、民法第424条参照）。

これにより、平成22年7月から平成23年6月までの1年間で、催告対象約77万者のうち、約53万者（68.4%）が完結し、約9万者（11.1%）が納付誓約となっています。

※ 集中電話催告センター室では、滞納者に対してコンピュータシステムが自動的に電話をかけ、職員が、端末機画面に表示された滞納者情報を参照しながら、効果的・効率的な納付の催告を行っています。



(4) インターネット公売

～インターネット公売で約300物件を売却～

国税庁では、平成19年6月から、民間のオークションサイトを利用したインターネット公売を実施しています。

このインターネット公売は、公売の参加者が公売会場に出向く必要がなく、公売の期間中24時間インターネット上で買受申込みをすることができるなど利便性が高く、より多くの公売の参加者を募ることができるため、差し押さえた財産の高価・有利な売却に役立っています。

平成23年度は、3回のインターネット公売を実施しました。その結果、延べ約4千人の方の参加があり、絵画、貴金属、自動車、不動産など約300物件が売却され、その売却総額は約3億円となっています。

(5) 的確かつ効率的な債権債務の管理

～システムの高度活用で的確かつ迅速な処理を実施～

納税申告や還付申告によって、国税の債権債務の管理業務が大量に発生します。この債権債務の管理業務を、税務署ではKSKシステムを活用し、的確かつ効率的に行っています。

また、税金の納付については、所得税を中心に年間約4,000万件あり、この大量に発生する納付を効率的に処理するため、日本銀行における納付書のOCR処理(光学式文字認識処理)¹や、所得税と個人事業者の消費税における振替納税²に加え、平成16年にはインターネットバンキングなどを利用した電子納税を、平成21年にはインターネットバンキングを経由することなく電子納税ができるダイレクト納付を導入して事務作業の合理化を図っています。還付金の支払いについても、かつては各税務署から書面で振込処理を行っていましたが、平成13年に振込処理を集中化して、磁気テープによるペーパーレスでの処理に移行し、さらに、平成18年9月からは、振込処理をオンライン化することにより、効率的かつ迅速な処理を進めています。

国税債権債務の管理は、課税と徴収の要となるものです。今後とも、システムの高度活用により、迅速かつ確かな処理を行い、納税者に対する還付金の早期処理を図るなど、サービス向上に努めていきます。

1 「OCR処理(光学式文字認識処理)」とは、納付書に記載された文字を電子データに変換することをいい、この電子データにより日本銀行と国税庁の間の連絡を行うことで、情報伝達の合理化・ペーパーレス化を図ることができます。

2 振替納税は、納税者があらかじめ指定した金融機関に、税務署から納付書を送付して預貯金口座から引き落として納付するという方法によって行われます。納付書を大量に金融機関に送付する必要がある場合には、この事務を効率的に行うため、金融機関に口座振替のためのデータを記録した磁気テープを送付し、金融機関において口座振替の処理を行うとともに、送付した磁気テープにその結果を記録して返却してもらうという処理を行います。

③ 国際的な取引への対応

～調査体制の充実とともに外国の税務当局と協力して対応～

企業や個人による国境を越えた経済行動が複雑・多様化しています。このような変化に伴い、一方で、海外で受け取った収入を申告しない、利益を得ているにもかかわらず複雑な国際取引を利用してどの国にも税金を納めないといった国際的な税逃れ（租税回避）や、他方で、同じ所得に対する国同士の見方が異なることで複数の国からその同じ所得に課税される二重課税などが大きな問題となっています。これらの問題に対応するため、国税庁は、調査体制の充実など内部での対応のみならず、外国の税務当局と情報や経験の共有を図り、協力関係を強めるといった外部と協力しての対応を行うとともに、二重課税を解消するための協議も行っています。

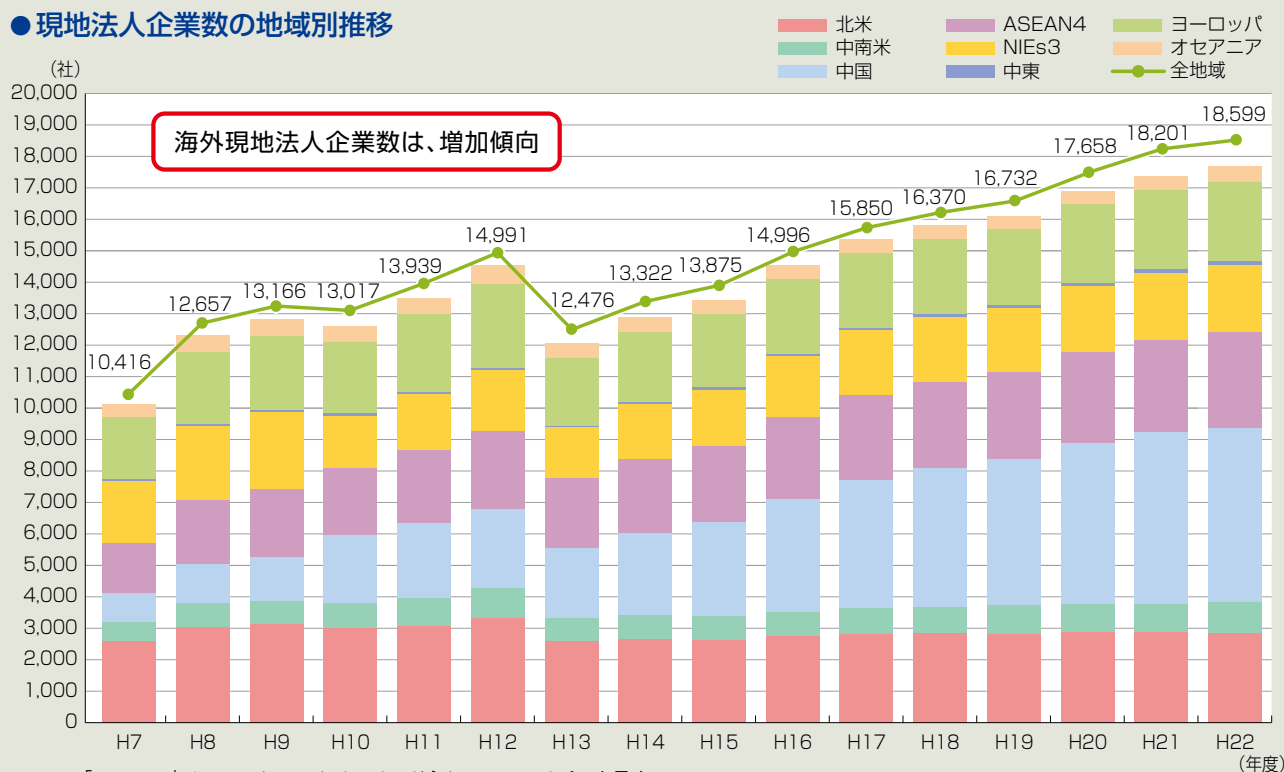
(1) 国際課税を巡る環境の変化

～経済取引の国際化の進展により国境を越えた事業・投資活動が活発化～

イ 我が国企業の海外進出の状況

我が国企業の海外進出の状況は下図のとおりであり、海外の現地法人企業数は、平成7年度の10,416社から平成22年度には18,599社と約1.8倍に増加しており、特に中国に対する進出件数が急増しています。

● 現地法人企業数の地域別推移



※1 「ASEAN4」はマレーシア、タイ、インドネシア、フィリピンを示す。

※2 「NIEs 3」はシンガポール、台湾、韓国を示す。

(出典：経済産業省「海外事業活動基本調査」)

□ 外国法人数の推移

我が国で事業活動等を行う外国法人数の推移は次ページのとおりです。平成22事務年度においては5,614法人与前年に比べ186法人減少しました。その伸び率は鈍化しているものの、平成13事務年度に比べ約1.3倍になっています。

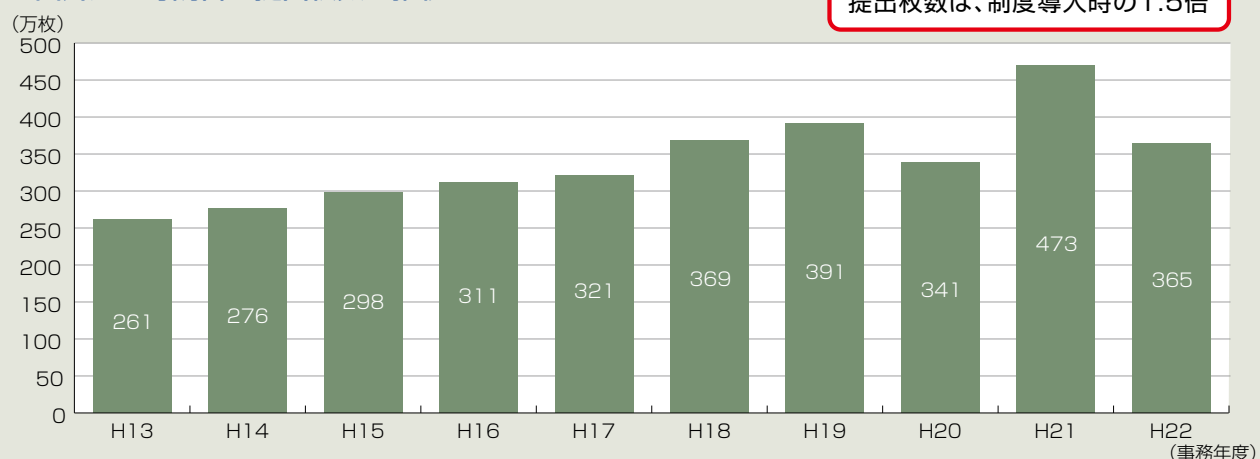
●外国法人数の推移



ハ 国外送金等調書の提出枚数の推移

多額の国外への送金が行われた場合に提出される国外送金等調書¹の提出枚数は下図のとおりです。平成22事務年度の提出枚数は365万枚と前年に比し108万枚減少していますが、制度が導入された平成10事務年度の提出枚数244万枚に比べて約1.5倍となっています。

●国外送金等調書の提出枚数の推移



(2) 国際課税への対応

～国際課税事案の調査～

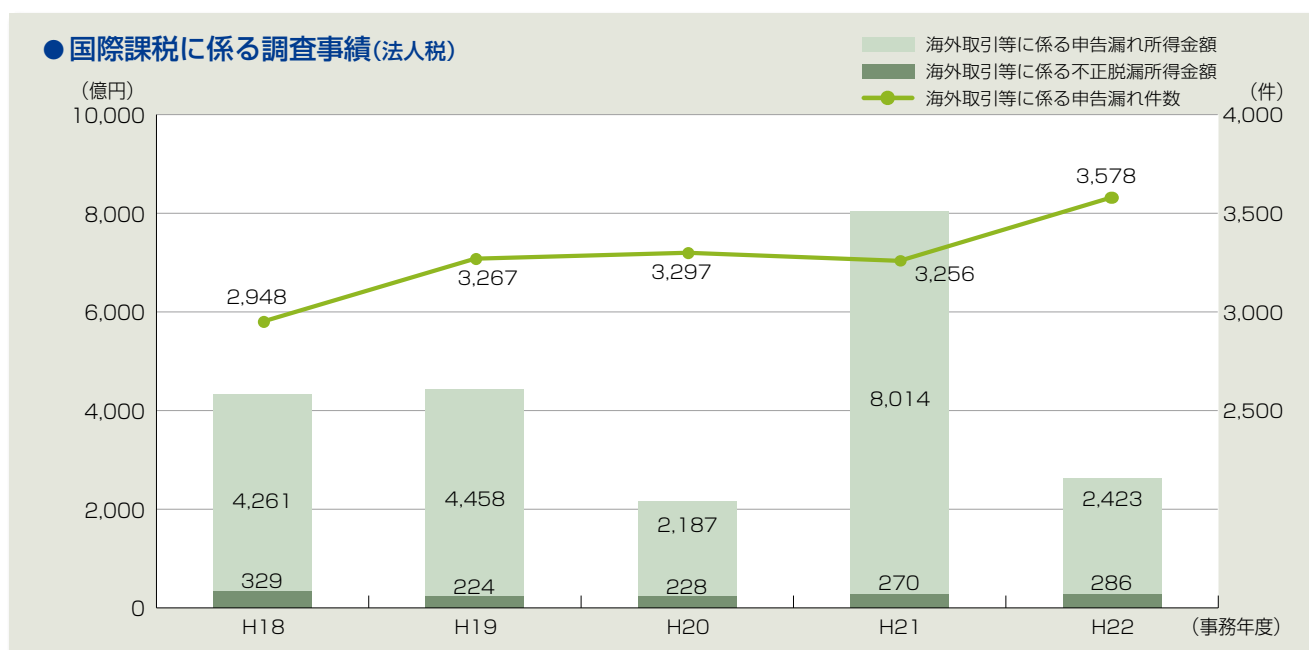
国境を越えた事業・投資活動の活発化に伴い、海外取引を行っている納税者や海外資産を保有している納税者を重点的に調査し、国外送金等調書や租税条約などに基づく情報交換制度を効果的に活用するなどして、深度ある調査に取り組んでいます。

～調査体制の充実～

国税庁では、国際課税を専担する国際税務専門官を増員するとともに、国際的租税回避事案に専門的に対応する部署を設置するなど、調査体制の充実・強化に取り組んできました。なお、職員の研修機関である税務大学校において、国際課税に関する法規や租税条約、金融取引、語学などの研修を実施し、職員の国際課税に係る調査能力の向上を図るとともに、複雑な課税問題に対処するために、弁護士や金融の専門家を採用しています。

¹ 国外送金等調書とは、国外への送金及び国外からの送金を受領した金額が200万円を超えるものについて、金融機関から税務署に提出される法定の報告書（平成21年4月から、国外送金等調書の提出基準は、200万円超から100万円超に引き下げとなっています。）です。

Ⅲ 適正な調査・徴収



(3) 国際的租税回避行為への対応

～国際課税の中でも特に問題である国際的租税回避～

海外で受け取った収入を隠す、利益を得ているにもかかわらず各国の税制や租税条約の違いを巧みに利用してどこかの国にも税金を納めないといった国際的な租税回避が問題となっています。国際的租税回避は、金融や法律・税の専門家などが関与し、ペーパーカンパニーや組合、デリバティブ（金融派生商品）などを組み合わせた複雑な取引が使われるなど、その全体像の解明は困難なものとなっています。さらに最近では、このような問題が大企業だけではなく、中小企業や個人の富裕層にも広がっています。

～国際的租税回避への取組～

国際的租税回避に対しては、東京、大阪、名古屋、関東信越国税局に設置された統括国税実査官や国際調査課等が中心となって、情報の収集や分析、調査の企画・立案や実態解明を行っています。

また、国際的租税回避の解明を目的として日本・アメリカ・イギリス・カナダ・オーストラリア・韓国・中国・フランス・ドイツの9か国が参加する国際タックスシェルター情報センター（JITSIC：Joint International Tax Shelter Information Centre）では、派遣職員を通じて、国際的租税回避及び富裕層に関連した情報交換要請への対応や調査手法等の知見の共有に取り組んでいます。

(4) 移転価格税制への対応

～移転価格税制を取り巻く環境の変化に対応し、納税者の予測可能性を高める～

移転価格税制は、海外の関連企業との取引を通じた所得の海外移転を防止し、適正な国際課税の実現を図る観点から、昭和61年度税制改正で導入されたものです。具体的には、我が国企業が海外の関連企業と取引をするに当たって、その取引価格が第三者間の取引価格（これを「独立企業間価格」と呼んでいます。）と異なることにより、我が国企業の課税所得が減少している場合に、その取引が独立企業間価格で行われたとみなして、所得を計算し直す制度です。

企業活動の国際化の進展に伴い、移転価格税制の適用対象となる取引が増加するとともに、取引の内容も複雑化し、また無形資産を伴う取引の重要性が高まっています。こうした変化に的確に対応し、納税者の予測可能性を高め、適正・公平な課税を実現していく必要があります。

～移転価格税制の運用の明確化への取組～

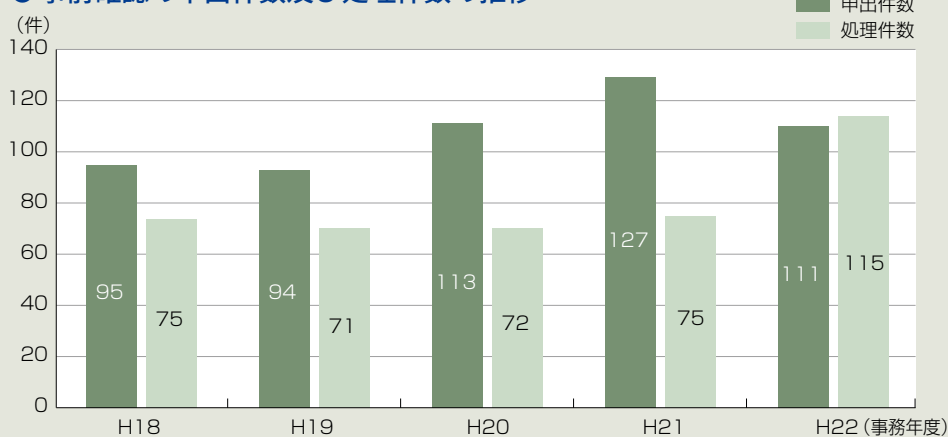
納税者の予測可能性を高めていくためには、制度の運用に関する執行方針や適用基準を公表し明確化を図ることが重要です。平成23年においても、先に改定された国際的なルールであるOECD移転価格ガイドラインと整合性を図るとともに、より一層の運用の明確化を進めるため、法令解釈通達や事務運営指針の改定を行ったところです。

～納税者が事前確認を円滑に利用できる環境の整備～

移転価格課税に係る事前確認は、納税者の申出に基づき海外の関連企業との取引に係る独立企業間価格の算定方法等について税務当局が事前に確認するものです。事前確認の申出件数は、国際取引の増加を反映し増加傾向にあります。そのため国際取引を行う企業が集中する東京国税局と大阪国税局には、事前確認審査を専門に担当する部署を設置するなど執行の体制整備を図り、迅速な処理に努めています。また、事前確認の申出前に国税当局が相談を受ける事前相談の担当窓口を各国税局に設けることにより、納税者が事前確認を円滑に利用できる環境を整えています。

事前確認は、納税者の予測可能性・法的安定性を確保し、移転価格税制の適正・円滑な執行に資するものであることから、今後とも適切に対応することとしています。

● 事前確認の申出件数及び処理件数の推移



※ 事前確認の申出件数には、申出後の確認内容の変更等の件数は含まれていません。一方、相互協議事案発生件数のうちの事前確認の件数(41ページ参照)には、申出後の確認内容の変更等の件数が含まれている(変更等に伴って再度協議を行うため)ため、両者の数値は一致しません。

(5) 租税条約などに基づく情報交換

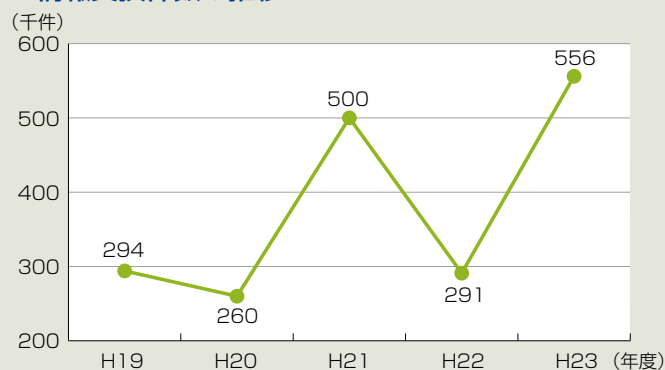
～効果的・効率的な情報交換の実施～

企業や個人が行う国際的な取引については、国内で入手できる情報だけでは事実関係を十分に解明できないことがあります。そのような場合には、二国間の租税条約などの規定に基づく情報交換を実施することにより、必要な情報を入手することが可能となります。

最近、租税条約等に基づく情報交換の枠組みの拡大・強化が図られ、現在、53の租税条約等(64か国・地域)が発効し、年間数十万件の情報交換を行っています。

また、一部の国との間では、調査当事者が相手国の担当者に直接会って、調査事案の詳細や解明すべきポイント等について説明・意見交換を行う情報交換ミーティングを開催することなどにより、情報交換の効果的・効率的な実施に努めています。

● 情報交換件数の推移



※ 情報交換件数は、各年度に実際に収受・発送した件数です。

4 相互協議

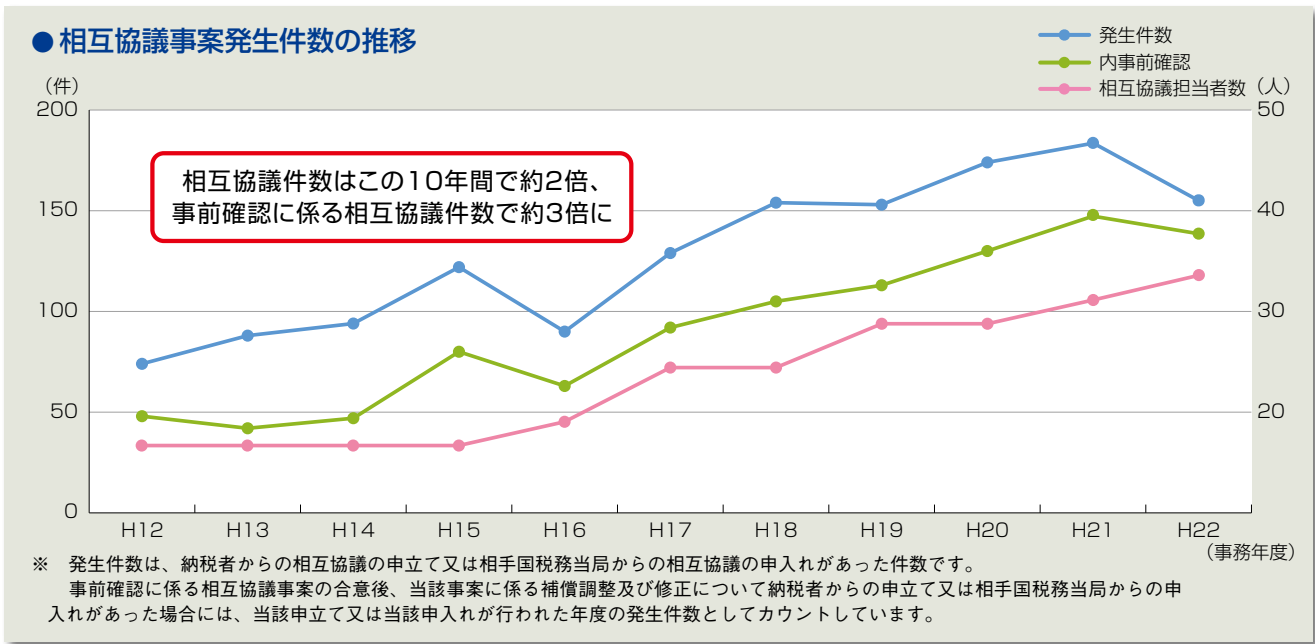
～国際的な二重課税問題の解決のため、相互協議事案の適切・迅速な処理を実施～

国際化が進み、個人や企業が海外へ進出すると、日本と進出先の国の双方から課税される「二重課税」が生じる場合があります。例えば、前述の移転価格税制の適用により二重課税が生じる場合があります。国税庁は、租税条約に基づく税務当局間の相互協議¹を実施し、こうした国際的な二重課税問題の解決に努めています。

平成22事務年度における相互協議事案の発生件数は、昨年度に比して減少したものの、引き続き高水準で推移しており、その9割以上が移転価格に関するものです。その中でも、移転価格問題についての予測可能性を確保するための事前確認に係る事案の割合が増加傾向にあります。

また、相互協議の相手国の数(10年前の15か国から、平成23年6月末には23か国に増加)やOECD非加盟国などの相互協議の経験が比較的少ない国との事案も増加傾向にあります。

国税庁では、相互協議事案の適切・迅速な解決に向け、担当者を増員して体制の充実を図ってきているとともに、各国税務当局間の協力関係を一層深め、より効率的な協議の実施に努めています。



■ 相互協議の相手国（平成23年6月末現在）

	欧 州		アジア・大洋州		北 米	
OECD加盟国	ベルギー	※	ルクセンブルク	※	オーストラリア	※
	チェコ	※	オランダ	※	カナダ	※
	デンマーク		スペイン		アメリカ	※
	フランス	※	スウェーデン	※		
	ドイツ	※	スイス	※		
	アイルランド	※	イギリス	※		
	イタリア	※				
OECD非加盟国			中国	※		
			インド			
			インドネシア			
			マレーシア			
			シンガポール	※		
			タイ	※		
	13か国		8か国		2か国	

（備考）平成23年6月末現在で、相互協議を実施している相手国（計23か国）。国名の右の「※」は、事前確認に係る相互協議を実施している相手国（18か国）。

1 「相互協議」とは、納税者が租税条約の規定に適合しない課税を受け、又は受けるに至ると認められる場合において、その条約に適合しない課税を排除するため、条約締結国の税務当局間で解決を図るための協議手続です。

5 各国税務当局との協力・協調

(1) 開発途上国に対する協力

～アジア諸国を中心とした開発途上国への技術支援～

国税庁では、国際協力機構（JICA）の技術協力の枠組みなどの下、開発途上国の税務行政の改善、日本の税務行政に対する理解者の育成などを目的に、アジア諸国を中心として、開発途上国に対する技術協力を積極的に取り組んでいます。



国際税務行政セミナー

技術協力の概要

1 開発途上国への職員派遣（派遣型）

現地税務当局の要望を踏まえ、納税者サービス、国際課税、職員研修などの分野について、職員を講師として派遣しています。平成23年度は、中国、インドネシア、マレーシア、ベトナムなどへ派遣し、講義などを行いました。

また、開発途上国の税務行政に対して継続的なアドバイスを提供することを目的として、JICAの「長期専門家」としても職員を派遣しています。平成23年度においては、インドネシア、マレーシア、ベトナムに職員が常駐しています。

2 国内研修における講義などの実施（受入型）

(1) 「国際税務行政セミナー（ISTAX）」

開発途上国の税務職員を対象とした研修であり、日本の税制・税務行政全般について講義などを行っています。このセミナーには、中堅職員を対象とした一般コースと幹部職員を対象とした上級コースがあり、平成23年度には両コースあわせて計32名が参加しました。

(2) 「国別税務行政研修」

特定の開発途上国の税務職員を対象とした研修であり、各国からの要望に沿った講義などを行っています。平成23年度は、カンボジア、インドネシア、ケニア、タンザニア、ウガンダ、ベトナムの税務職員51名が参加しました。

(3) 「アジア国際課税研修」

複数のアジア諸国の税務職員を対象とした研修で、「国際課税」に関する講義などを行っています。平成23年度は3か国（マレーシア、フィリピン、ベトナム）から7名が参加しました。

(4) 「国税庁実務研修」

世界銀行などの奨学金制度を利用し、我が国の大学院（修士課程）に留学している開発途上国の税務職員を対象とした研修です。日本の税制・税務行政全般に関する講義などを行い、平成23年度は、慶応義塾大学、横浜国立大学、政策研究大学院大学、早稲田大学、一橋大学の各大学院に在籍している留学生19名が参加しました。

Ⅲ 適正な調査・徴収

● 受入研修の実施状況

(単位: 国、人)

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
国際税務行政セミナー (ISTAX)・一般コース	国数	18	18	19	18	20
	人数	19	20	20	18	20
国際税務行政セミナー (ISTAX)・上級コース	国数	10	10	11	14	12
	人数	10	10	11	14	12
国別税務行政研修	国数	6	8	8	4	6
	人数	95	108	100	54	51
アジア国際課税研修	国数	6	6	6	4	3
	人数	11	12	11	9	7
国税庁実務研修	国数	13	10	9	12	12
	人数	18	17	21	20	19

(2) 税務当局間の国際会議への参加

～様々な国際会議に積極的に参加～

経済の国際化や高度情報化の進展により新たな取引形態が拡大する中で、ひとつの所得に対して複数の国が課税する二重課税の問題や、租税回避行為などによりどここの国においても課税されない「課税の空白」といった問題が、各国税務当局が取り組むべき課題となっています。こうした問題の解決に向けての各国税務当局間での協力や経験の共有を図るため、国税庁は様々な国際会議に積極的に参加しています。その主なものとしては、以下に紹介する①OECD税務長官会議、②アジア税務長官会合、③OECD租税委員会などがあります。

① OECD税務長官会議

OECD税務長官会議は、税務行政の幅広い分野にわたって各国の知見・経験の共有などを行う場となっています。平成24年1月にはアルゼンチン共和国・ブエノスアイレスで開催され、大規模法人のコーポレートガバナンスの強化を通じた税務コンプライアンスの向上、海外取引等を利用した国際的な租税回避や脱税への対抗策、税務行政の効率化及び税務当局間の一層の協力関係の構築等について意見交換が行われました。

② アジア税務長官会合

アジア税務長官会合(SGATAR:Study Group on Asian Tax Administration and Research)は、アジア地域における16か国・地域の税務当局で構成され、域内の協力と知見の共有を図るための議論が行われる場となっています。平成23年11月には、マレーシアで第41回会合が開催され、税務執行面における国際協力の推進を図るとともに、直面する共通の諸問題について意見交換が行われました。

③ OECD租税委員会

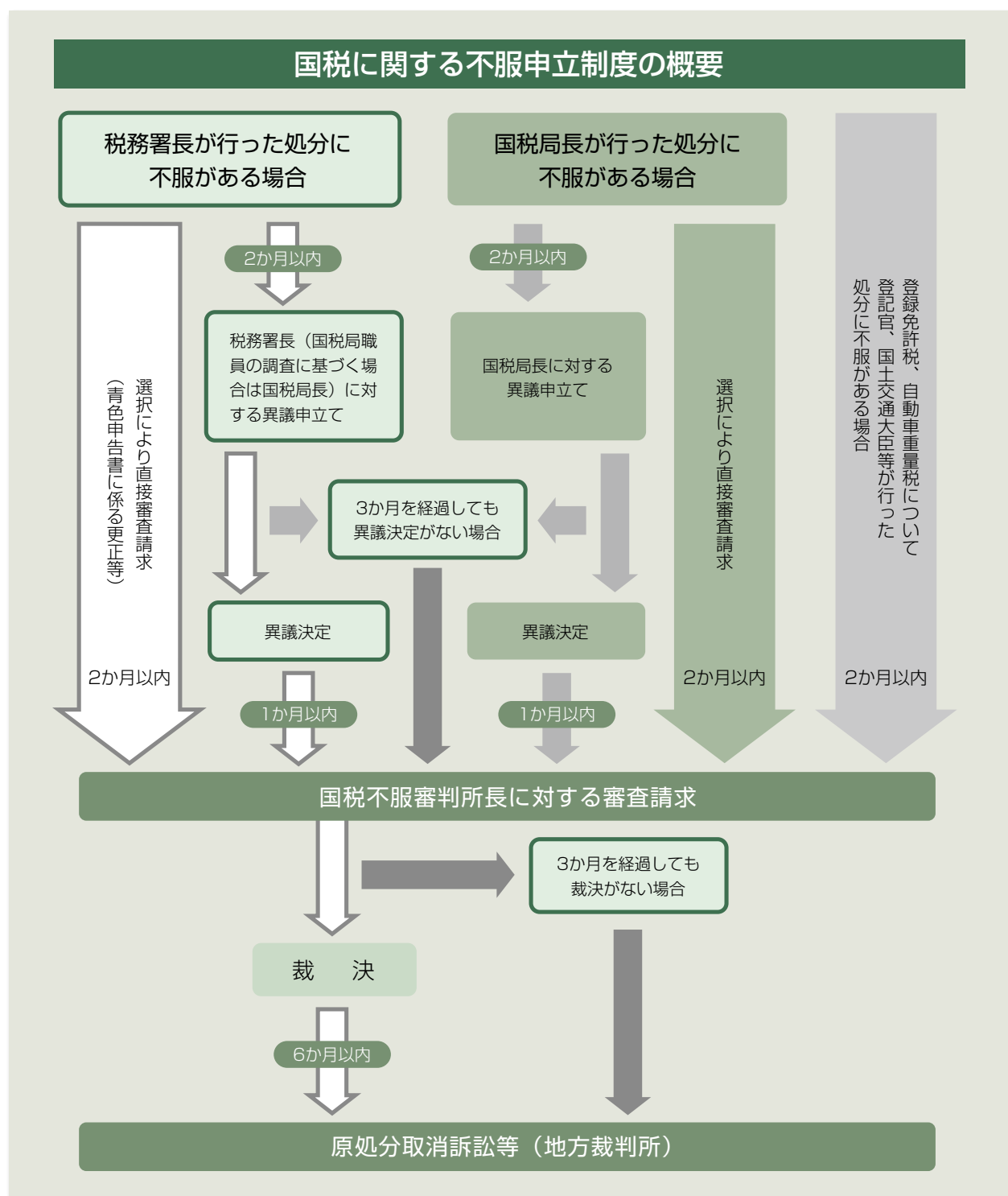
OECD 租税委員会は、モデル租税条約、移転価格ガイドラインなどの整備や、各国税務当局の有する知見や経験を共有する場となっています。OECD 租税委員会の下には、それぞれ個別のテーマを扱う検討部会が組織され、意見交換が行われています。国税庁は、こうした租税委員会の活動に積極的に参加しています。詳しくは、国税庁ホームページの「OECD租税委員会(CFA)」<http://www.nta.go.jp/sonota/kokusai/oecd/oecd.htm> をご参照ください。

Ⅳ 権利救済

税務署長などが課税処分や滞納処分を行った場合に、納税者がその処分に不服があるときは、その処分の取消などを求めて不服申立てをすることができます。この不服申立制度は納税者の正当な権利や利益を簡易かつ迅速に救済するための手続であり、処分に対して不服がある納税者は、裁判所に訴訟を提起する前に、まずこの不服申立てを行うことを原則としています。

不服申立てには税務署長などに対して行う異議申立てと国税不服審判所長に対して行う審査請求がありますが、審査請求は、原則として異議申立てを行ってからでないとすることができません。

さらに、審査請求に対する裁決になお不服があるときは、裁判所に対して訴訟を提起して司法による救済を求めることができます。



Ⅳ 権利救済

(1) 異議申立て

～簡易・迅速かつ適正な権利救済～

異議申立ては、税務署長などが更正・決定や差押えなどの処分をした場合に、その処分に不服がある納税者が、行政庁である税務署長などに対して、その処分の取消しや変更を求める手続であり、国税に関する処分の行政争訟の第一段階です。

近年、経済取引の広域化、国際化などにより異議申立事案が複雑化しており、事実関係の把握や法令の解釈・適用に困難を伴うものが増加しています。このような状況に対応するため、各国税局に審理課・審理官を設置し、また各種研修を通じて、審理に精通した職員を養成するなどにより、税法の正確な解釈に基づく全国統一的な執行に取り組み、納税者からの異議申立てを適正かつ迅速に処理できるよう努めています。

(2) 審査請求

～公正な第三者的機関による権利救済～

上記の異議申立てに対する税務署長などの決定に、なお不服がある納税者は、国税不服審判所長に対して審査請求を行うことができます。国税不服審判所は、納税者の正当な権利利益の救済を図ることを目的とし、審査請求人と税務署長などとの間に立つ公正な第三者的立場で、審査請求に対する裁決を行う機関であり、国税不服審判所長をはじめ東京及び大阪支部の所長など枢要な役職に、裁判官や検察官の職にあった者を任用しています。

また、国税審判官に、税理士や弁護士などの職にあった民間の専門家を任期付職員として採用しています。

審査請求の処理に当たっては、審査請求人や税務署長などと早期に接触し、主張を十分把握した上で、争点の確認表を作成するなどして争点を整理し、明確化します。その上で、双方から提出された証拠書類等の内容を十分に検討し、自ら調査を行って、納税者からの審査請求を適正かつ迅速に処理できるよう努めています。

なお、国税不服審判所長の裁決は、税務署長などの行った処分よりも納税者に不利益になることはありません。また、裁決は、行政部内での最終判断であるため、税務署長などは、仮にこれに不服があったとしても訴訟を提起することはできません。

(3) 訴訟

～司法による救済～

納税者は、国税不服審判所長の裁決を経た後、なお不服があるときは、裁判所に対して訴訟を提起して司法による救済を求めることができます。

(4) 権利救済の状況

～異議申立ては原則3か月以内、審査請求は原則1年以内に処理～

イ 異議申立て

(イ) 目標

異議申立てについては、原則3か月以内にその処理を終えるよう努めています。

(ロ) 実績

平成23年度における異議申立ての3か月以内の処理件数割合は92.6%となっています。

なお、同年度における異議申立処理件数は4,511件（課税関係4,118件、徴収関係393件）で、このうち新たな事実が把握されたことなどにより納税者の主張の全部又は一部が認められた割合は8.3%です。

□ 審査請求

（イ）目標

審査請求については、原則1年以内にその処理を終えるよう努めています。

（ロ）実績

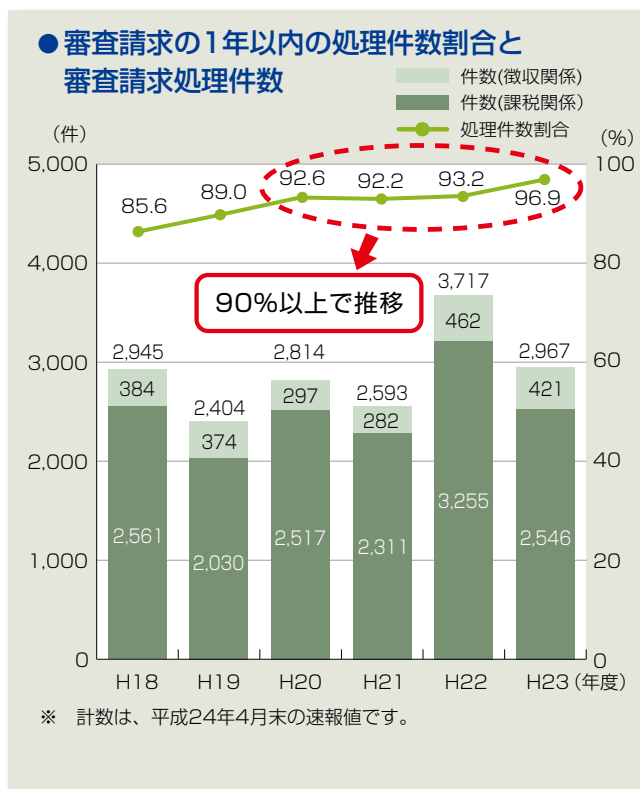
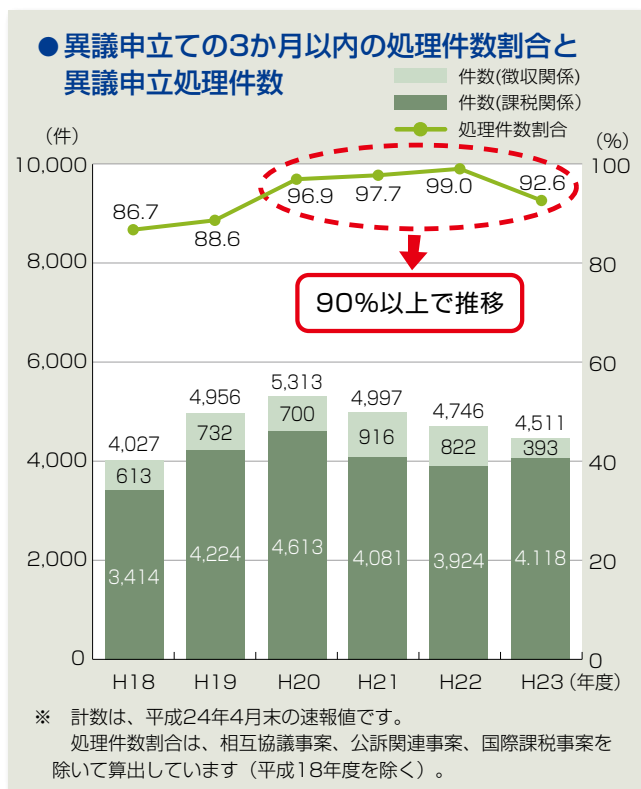
平成23年度における審査請求の1年以内の処理件数割合は96.9%となっています。

なお、同年度における審査請求処理件数は2,967件（課税関係2,546件、徴収関係421件）で、このうち請求の全部又は一部が認められた割合は13.6%です。

ハ 訴訟

訴訟については、平成23年度における終結件数は380件（課税関係311件、徴収関係63件、審判所関係6件）であり、このうち納税者の請求の全部又は一部が認められた割合は13.4%となっています。

※ 権利救済制度に関する納税者の理解をより深めていただくため、不服申立て及び訴訟の概要や裁決事例などの情報を、国税庁ホームページや国税不服審判所ホームページ <http://www.kfs.go.jp> などを通じて提供しています。



納税者からの苦情などへの対応

国税庁に対しては、処分に対する不服申立てだけでなく、職員の対応や調査の仕方など税務行政全般について、納税者から不平や不満、困りごとの相談などが寄せられることがあります。国税庁は、このような納税者の様々な苦情などに正面から対応することが、納税者の理解と信頼を得るためには不可欠であると考え、納税者の視点に立って迅速かつ的確な対応に努めています。また、平成13年7月からは納税者支援調整官を置き、納税者の権利、利益に影響を及ぼす処分に係る苦情について、権利救済手続を説明するなど適切に対応しています。

V 酒税行政の適正な運営

～酒税の保全と酒類業の健全な発達を図るため、様々な取組を実施～

酒税は、明治政府設立以降、地租とともに大きな財源となり、一時地租を抜き国税収入の中で首位となったこともありました。その後、所得税・法人税などの直接税のウエイトが高まり、平成22年度においては、租税収入などの合計に占める割合は3.2%（1兆3,893億円）となっています。しかし、酒税は景気の影響を受けにくく、安定した税収が見込まれることから、現在でも重要な役割を果たしています。

酒類は一般の食品と異なり高率な酒税が課されていることから、酒税の確実な徴収と消費者への円滑な転嫁のために、酒類の製造及び販売業については、免許制度が採用されており、国税庁では、制度の目的に沿って適正に運用し、適正公平な課税に努めています。

このほか、国税庁では、酒類業の所管官庁として、酒税の保全と酒類業の健全な発達を図るため、人口減少社会の到来、国民の健康・安全性志向の高まりや生活様式の多様化といった酒類業を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、酒類産業全体を展望した総合的な視点から、様々な取組を行っています。

(1) 酒類の安全性の確保と品質水準の向上への取組

～消費者に安全で良質な酒類を提供するために～

酒類に限らず、「食の安心・安全」に対する消費者の関心が高まっていますが、国税庁では、生産から消費までのすべての段階における安全性の確保と品質水準の向上を図り、消費者に安全で良質な酒類が提供できるよう、取り組んでいます。

具体的には、販売されている酒類の安全性、品質及び表示事項等を調査し、その結果を消費者に対して国税庁ホームページで情報提供するほか、酒類業者に対して適正な表示がなされていない場合は正指導や安全性等に関する製造工程の指導等を行っています。

また、今般の原発事故を受け、酒類製造場内にある出荷前の酒類等の放射性物質に関する調査を実施するなど、放射性物質に対する酒類の安全性確保のための施策を、独立行政法人酒類総合研究所と連携して実施しています。

独立行政法人 酒類総合研究所

酒類総合研究所は、酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図り、あわせて酒類に対する国民の認識を高めることを目的として、酒類に関する高度な分析及び鑑定、酒類及び酒類業に関する研究・調査・情報提供等を行っています。詳しくは、独立行政法人酒類総合研究所ホームページ <http://www.nrib.go.jp> をご覧ください。



分析風景

(2) 社会的要請への対応

～未成年者の飲酒を防止するために～

国税庁では、未成年者の飲酒防止等の社会的要請に応えるため、酒類販売管理者の選任義務や酒類の陳列場所における表示義務の遵守の徹底を図るほか、関係府省や業界等と連携して、適正な販売管理体制の整備に努めています。

～酒類容器等の資源の有効な利用を促進～

このほか、国税庁では、資源の有効な利用の確保を図るため、酒類容器のリサイクルや酒類の製造過程において発生する食品廃棄物の発生抑制等について、酒類業者の取組が促進されるよう、制度の周知・啓発を行っています。



(3) 酒類の公正な取引環境の整備への取組

～「酒類に関する公正な取引のための指針」を周知・啓発～

国税庁では、酒税の確保及び酒類の取引の安定を図るため、酒類の公正な取引の確保に向けた酒類業者の自主的な取組が推進されるよう、平成18年8月に定めた「酒類に関する公正な取引のための指針」の周知・啓発を行っています。

また、指針に則り、酒類の取引状況等実態調査を効果的に実施し、指針のルールに則していない取引等が認められた場合には、改善指導等を行うほか、独占禁止法に違反する事実があると思われる場合は、公正取引委員会にその事実を報告するなど、公正取引委員会とも連携し、適切に対処しています。

(4) 酒類業者に対する情報提供・輸出環境の整備

～情報提供等により酒類業界の活性化を支援～

国税庁では、業界動向を客観的に把握・分析してその結果を国税庁ホームページで情報提供するほか、経営指導の専門家等を講師とした研修会における経営革新等の取組事例の紹介、中小企業施策に関する情報の提供、地域ブランドの確立などを支援しています。

～酒類業の活性化に向けて日本産酒類の輸出環境を整備～

また、酒類業の活性化に向けた取組の一環として、EPA交渉等における関税や非課税障壁の撤廃、輸出証明書の発行等、日本産酒類の輸出環境の整備に取り組んでいます。

さらに、国税庁ホームページに酒類の輸出統計等の情報を掲載するほか、在外公館や国際会議におけるレセプション等各種政府行事等において、日本産酒類が積極的に活用されるよう、関係機関等とも連携し、適切に対処しています。



ダボス会議・ジャパンナイト

Ⅵ 事務の効率化の推進

～ICTを活用した事務処理の効率化等の推進～

行政分野へのICTの活用と業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上を図るため、平成15年7月に「電子政府構築計画」が決定され、政府全体として取組が推進されています。

なお、各種施策の実施に当たっては、全体最適化を目指した業務・システムの最適化のための中期的計画を策定し、この計画に沿って取り組んでいます。

① 業務・システムの最適化

～最適化による平成22年度の経費削減効果は約64億円～

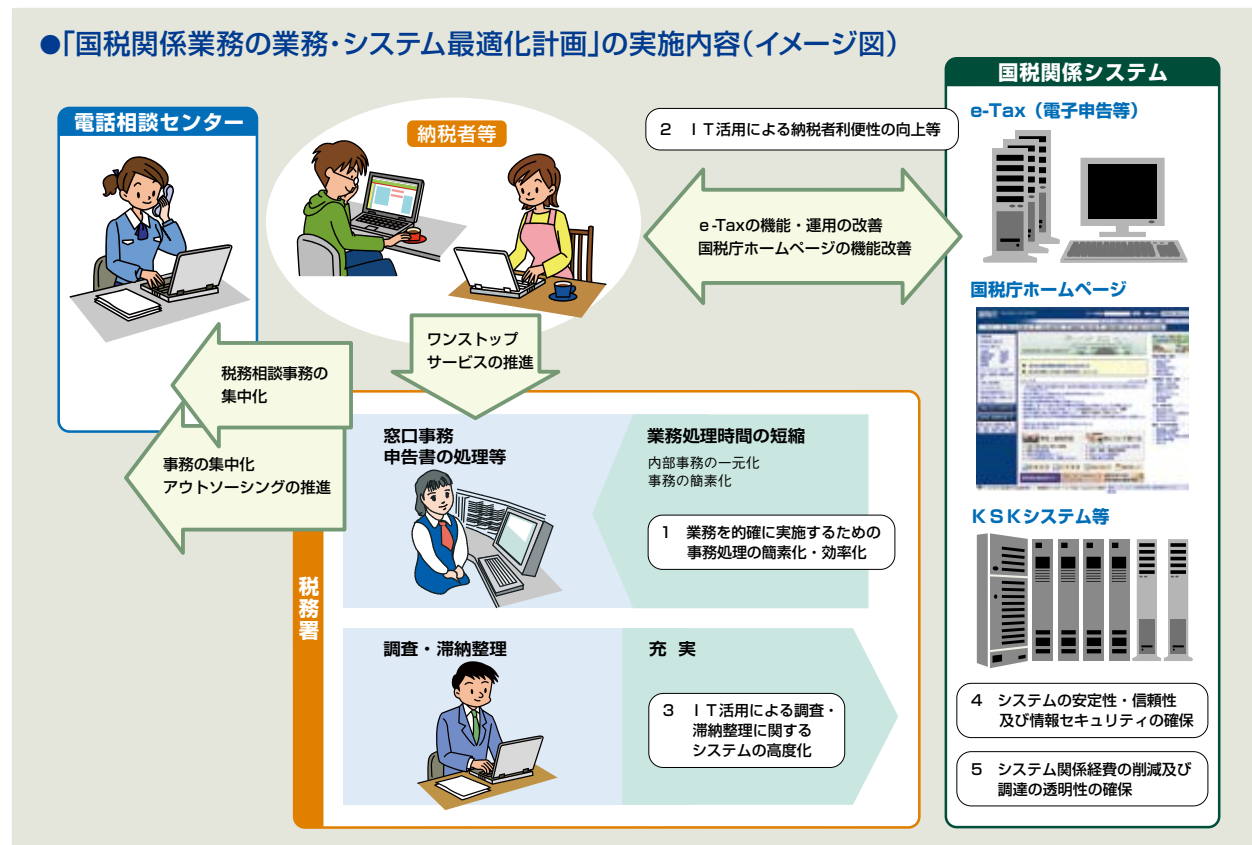
国税庁では、平成15年7月に決定された「電子政府構築計画」に基づき、①業務を的確に実施するための事務処理の簡素化・効率化、②IT活用による納税者利便性の向上等、③IT活用による調査・滞納整理に関するシステムの高度化、④システムの安定性・信頼性及び情報セキュリティの確保、⑤システム関係経費の削減及び調達の透明性の確保を図ることを基本理念として、平成18年3月に「国税関係業務の業務・システム最適化計画」（平成24年2月改定）を策定・公表し、この計画に沿って、業務・システムの最適化に取り組んでいます。

この1年間の施策を見ると、事務処理の簡素化・効率化の観点では、e-Taxで保有している電子データを活用するなどして、事務処理の一層の効率化を推進しています。

納税者利便性の向上等の観点では、昨年に引き続き贈与税の電子申告の導入に向けて取り組んでいます。

システム関係経費の削減及び調達の透明性の確保の観点では、KSKシステムのオープンシステム化¹

●「国税関係業務の業務・システム最適化計画」の実施内容（イメージ図）



1 オープンシステム化とは、特定のメーカーに依存することなく、広く複数のメーカーの製品を取り込める互換性の高いシステムへ移行することです。

や、機器更新を行う際の機器の統合などを推進しています。

最適化計画に掲げたすべての施策が完了することにより、試算値として、年間約173億円の経費削減と年間延べ約137,000人日分の業務処理時間の短縮を見込んでいます。なお、これまでに実施した施策による平成22年度の経費削減効果は、実績値で約64億円となっています。

システムの安定性・信頼性と情報セキュリティの確保

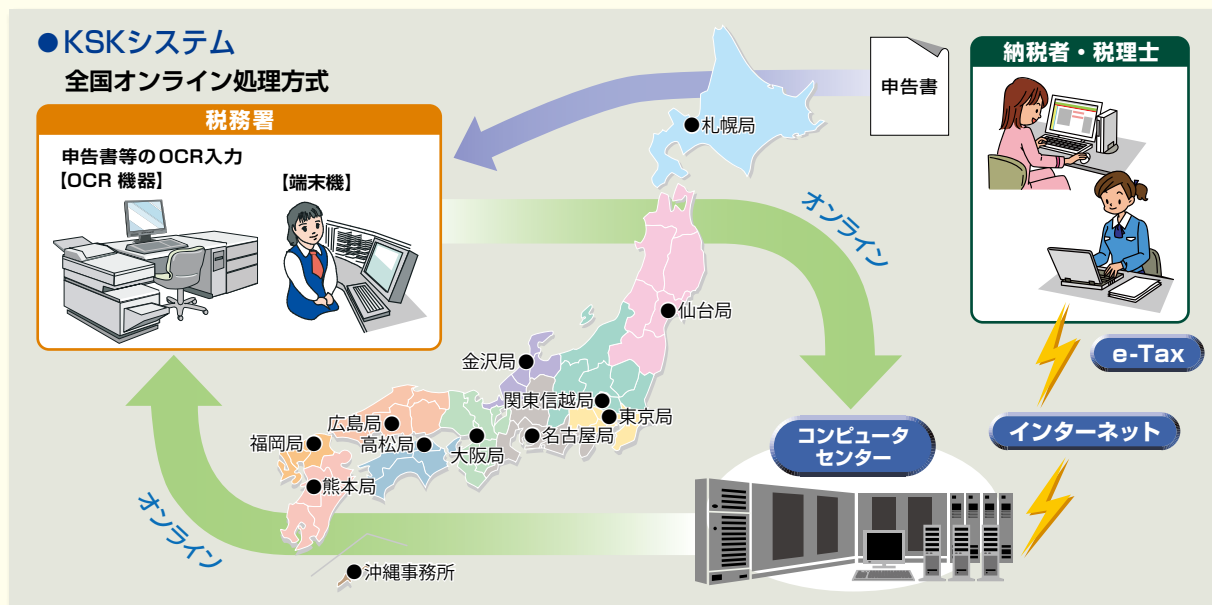
国税関係業務は、国民の権利義務と密接にかかわっているため、そのシステムに障害が発生した場合には、国民に多大な影響を与え、税務行政に対する信頼を損なうことにもなりかねません。このため、システム機器の定期的な更新を実施するなど、国税関係システムの安定的な運用を図っています。

また、e-Tax及びKSKシステムのデータを保有するコンピュータセンターについては、国際的標準規格に準拠した、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）¹を構築し、平成19年にISMS適合性評価制度に基づく認証（ISO/IEC27001:2005・JISQ27001:2006²に基づく認証）を取得しました。認証を取得したことにより、国税組織全体の情報セキュリティ管理体制の整備や強化につながっただけでなく、職員は情報セキュリティに対する意識が向上し、自覚と使命を持って、システムの運用に努めています。

KSKシステム

KSKシステムは、全国の国税局と税務署をネットワークで結び、申告・納税の事績や各種の情報を入力することにより、国税債権などを一元的に管理するとともに、これらを分析して税務調査や滞納整理に活用するなど、地域や税目を越えた情報の一元的な管理により、税務行政の根幹となる各種事務処理の高度化・効率化を図るために導入したコンピュータシステムです。

平成2年から本格的な開発を開始し、平成7年以降、順次導入を進め、平成13年からは全国での運用を開始しています。



1 情報セキュリティマネジメントシステムとは、保護すべき情報資産が機密性、完全性及び可用性において適切に管理された状態であることを維持するために必要な計画、運用、見直し及び改善を実施するための組織的取組のことです。

2 ISO/IEC27001:2005とは、国際標準化機構（International Organization for Standardization）の策定する標準化規格の1つです。情報セキュリティマネジメントシステムのグローバルスタンダードであり、2005年10月に国際規格として標準化されました。また、JISQ27001:2006とは、ISO/IEC27001に対応して、2006年5月に発行された国内規格です。

VII 資料編

租税収入・予算51

申告・課税状況52

調査状況53

国際課税53

滞納状況53

査察54

権利救済54

税務相談55

納税者満足度55

※ どの期間の計数であるかは、各計表の標題又は右上に表示しています。

「○年度」は、会計年度を示し、「○事務年度」は、○年7月から翌年の6月末までの期間を示しています。また、「○年分」は、所得税確定申告などの○年分申告を示しています。

表の計数は、端数処理のため表内の数値の合計と合計欄が一致していないものがあります。

租税収入・予算

【平成22年度租税及び印紙収入予算・決算額】

税 目	補正後予算額	決 算 額
	百万円	百万円
源泉所得税	10,491,000	10,677,036
申告所得税	2,317,000	2,307,316
法人税	7,489,000	8,967,688
相続税	1,271,000	1,250,439
消費税	10,155,000	10,033,311
酒税	1,383,000	1,389,290
一 般 会 計 分		
たばこ税	827,000	907,671
揮発油税	2,576,000	2,750,101
石油ガス税	12,000	11,888
航空機燃料税	77,000	74,931
石油石炭税	480,000	501,932
電源開発促進税	330,000	349,166
自動車重量税	447,000	446,541
関税	756,000	785,881
とん税	8,000	9,512
その他*	—	70
印紙収入	1,024,000	1,024,021
小 計	39,643,000	41,486,794
地方揮発油税	275,600	294,249
石油ガス税（譲与分）	12,000	11,888
航空機燃料税（譲与分）	14,000	13,624
自動車重量税（譲与分）	306,500	306,479
特別とん税	10,000	11,890
地方法人特別税	1,290,000	1,419,977
たばこ特別税	158,200	162,530
総 計	41,709,300	43,707,432

※ 「その他」には、物品税、地価税などの滞納整理分などが含まれています。

【平成24年度国税庁当初予算額】

項 目	予 算 額
	百万円
情報化経費	41,288
納税者利便向上経費 ^{※1}	9,712
国際化対策経費	931
一 般 経 費	
庁局署一般経費等 ^{※2}	58,891
職場環境整備・安全対策経費 ^{※3}	8,155
税制改正関係経費	6,064
税務大学校経費	2,545
国税不服審判所経費	361
酒類総合研究所経費	992
東日本大震災復旧・復興経費	4,377
共通番号制度関係経費	1,681
小 計	134,998
人 件 費 ^{※4}	574,326
	内 63
国税庁関係予算合計 ^{※4}	709,325
	内 4,441

※1 「納税者利便向上経費」には、e-Tax経費、確定申告書等作成コーナー経費などが含まれています。

※2 「庁局署一般経費等」には、税務諸用紙・通信費、アルバイト賃金、旅費、記帳指導や広報広聴に関する経費などが含まれています。

※3 「職場環境整備・安全対策経費」には、施設整備費、健康管理経費などが含まれています。

※4 「人件費」及び「国税庁予算合計」の内書きは、東日本大震災復興特別会計に計上されている「東日本大震災復旧・復興経費」です。

申告・課税状況

【所得税の課税状況】

(平成23年分)

総人口	万人
就業者数	12,806
所得税の確定申告者数	6,257
還付申告	2,185
納税申告	1,279
所得者別内訳	607
事業所得者	154
その他の所得者	453
不動産所得者	106
給与所得者	230
雑所得者	94
上記以外	23

※ 「総人口」及び「就業者数」は、平成22年の計数です。

【相続税の課税状況】

(平成22年分)

死亡者の数	1,197,012人
課税対象となった被相続人の数	49,891人
納税者数(相続人の数)	143,287人
課税価格	104,630億円
税 額	11,753億円

【贈与税の課税状況】

(平成22年分)

課税人員	310,324人
取得財産価額	15,291億円
税 額	1,292億円

※ 相続時精算課税分を含みます。

【源泉徴収義務者の状況・源泉所得税の課税状況】

(平成22事務年度)

所得等区分	源泉徴収義務者数	税 額
	千件	億円
給与所得	3,621	86,389
退職所得	—	2,309
利子所得等	44	5,196
配当所得	126	16,701
特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等	11	468
報酬料金等所得	2,884	11,498
非居住者等所得	23	3,037
合 計	—	125,597

※ 源泉徴収義務者数は、平成23年6月末現在の計数です。

【消費税の課税状況】

(平成22年度)

	区 分	納 付	還 付
申告件数	個 人	千件	千件
	法 人	1,328	37
	合 計	1,906	115
税 額		3,234	151
		95,145億円	20,271億円

【酒類の課税状況・生産状況】

(平成22年度)

区 分	生 産 量	課 税 額
	千ℓ	百万円
清酒	425	68,838
合成清酒	43	4,344
連続式蒸留しょうちゅう	403	94,291
単式蒸留しょうちゅう	492	121,107
みりん	102	2,114
ビール	2,664	641,243
果実酒	73	6,865
甘味果実酒	4	477
ウイスキー	80	29,594
ブランデー	5	2,056
発泡酒	863	128,795
原料用アルコール・スピリッツ	274	24,857
リキュール	1,610	143,736
その他の醸造酒		
粉末酒・雑酒	660	57,461
合 計	7,700	1,325,777

※ 「生産量」欄は、岩手県、宮城県及び福島県分を含みません。

【法人数の状況・法人税の申告状況】

(平成22事務年度)

法人数	2,978千件
申告件数	2,762千件
申告割合	89.2%
黒字申告割合	25.2%
申告所得金額	361,836億円
申告欠損金額	208,969億円
税 額	93,856億円

※ 法人数は、平成23年6月末現在の計数です。

調 査 状 況

【申告所得税の調査状況】

(平成22事務年度)

区 分	件 数	申告漏れ所得金額		追徴税額	
		億円	万円	億円	万円
実地調査 特別・一般 ^{※1}	57	5,036	879	929	162
着眼 ^{※2}	37	977	261	66	18
簡易な接触 ^{※3}	599	3,588	60	245	4
合 計	694	9,601	138	1,239	18

※1 「特別・一般」とは、高額・悪質なものを対象に行う深度ある調査をいいます。
※2 「着眼」とは、申告漏れ所得などの把握を短期間で行う調査をいいます。
※3 「簡易な接触」とは、電話又は納税者の来署を求めて申告の是正を行うことをいいます。

【源泉所得税の調査状況】

(平成22事務年度)

接触件数	非違件数	追徴税額
千件	千件	億円
169	45	381

【法人税の実地調査状況】

(平成22事務年度)

区 分	件 数	申告漏れ所得金額		追徴税額
		億円	万円	
法人全体	125	12,557	1,007	2,520
調査課所管法人	3	5,511	15,988	1,110

【消費税の調査状況】

(平成22事務年度)

区 分	件 数	申告漏れの あった件数	追徴税額	
			億円	万円
個 人	98	67	253	26
法 人	117	65	557	48

【相続税の実地調査状況】

(平成22事務年度)

件 数	申告漏れの あった件数	申告漏れ課税価格		追徴税額	
		億円	万円	億円	万円
千件	千件	億円	万円	億円	万円
14	11	3,994	2,992	797	583

【法定資料収集枚数】

(平成22事務年度)

法定資料名	収集枚数
	千枚
給与所得の源泉徴収票	19,672
利子等の支払調書	1,727
配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書	77,833
公的年金等の源泉徴収票	36,688
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	15,905
株式等の譲渡の対価等の支払調書	4,684
国外送金等調書	3,655
その他	168,199
合 計	328,363

国 際 課 税

【海外取引の把握状況】

(平成22事務年度)

海外取引法人等調査件数	13,804件
海外取引等に係る申告漏れ件数	3,578件
うち海外不正計算のあった件数	622件
海外取引等に係る申告漏れ所得金額	2,423億円
うち海外不正脱漏所得金額	286億円

【移転価格課税の状況】

(平成22事務年度)

申告漏れ件数	146件
申告漏れ所得金額	698億円

【移転価格税制に係る事前確認の状況】

(平成22事務年度)

申出件数	111件
処理件数	115件

滞 納 状 況

【1億円以上の滞納整理中のものの業種別状況】

(平成23年度末)

業 種	人 員		税 額	
	人	%	百万円	%
製造業	39	3.6	8,190	2.7
販売業	72	6.7	19,014	6.3
不動産・建設業	295	27.5	75,523	24.9
料理飲食業	69	6.4	12,592	4.1
金融業	23	2.1	13,528	4.5
その他の事業 ^{※1}	294	27.4	69,765	23.0
その他 ^{※2}	281	26.2	105,209	34.6
合 計	1,073	100.0	303,821	100.0

※1 「その他の事業」とは、病院（医師）、サービス業、レジャー産業などをいいます。
※2 「その他」とは、サラリーマン、年金所得者などをいいます。

査 察

【査察調査の状況】

(平成23年度)

着手 件数	処理 件数	告発 件数	脱税額（総額）		脱税額（告発分）	
			1件当たり	1件当たり	1件当たり	1件当たり
億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
195	189	117	192	102	157	134

【大口事案の状況】

(平成23年度)

告発件数	うち脱税額3億円以上	うち脱税額5億円以上
件	件	件
117	10	3

【告発事件の税目別状況】

(平成23年度)

税 目	件 数	脱税額（総額）	
		1件当たり	1件当たり
所得税	35	億円	百万円
法人税	64	79	124
相続税	6	26	430
消費税	8	7	91
源泉所得税	4	4	86
合 計	117	157	134

権 利 救 済

【異議申立ての状況】

(平成22年度)

区 分	異議申立件数	新規申立件数 ①	処理済件数 ②	請求認容件数 ③	割合③/②
課税関係	件	件	件	件	%
	5,245	4,303	3,924	472	12.0
徴収関係	887	800	822	4	0.5
合 計	6,132	5,103	4,746	476	10.0

【審査請求の状況】

(平成22年度)

区 分	審査請求件数	新規請求件数 ①	処理済件数 ②	請求認容件数 ③	割合③/②
課税関係	件	件	件	件	%
	5,215	2,625	3,255	466	14.3
徴収関係	696	459	462	13	2.8
合 計	5,911	3,084	3,717	479	12.9

【訴訟事件の状況】

(平成22年度)

区 分	訴訟件数	第一審提起件数 ①	終結件数 ②	敗訴、一部敗訴件数 ③	割合③/②
課税関係	件	件	件	件	%
	600	151	279	23	8.2
徴収関係	113	41	68	4	5.9
審判所関係	10	3	7	—	—
合 計	723	195	354	27	7.6

※ 訴訟事件の計数は、審級別合計の計数です。

国税庁について

適正な申告・納税のための
納税者サービスの充実

適正な調査・徴収

権 利 救 済

酒税行政の適正な運営

事務の効率化の推進

資 料 編

税 務 相 談

【相談の多い項目上位5位】

〔電話相談センター〕 (平成23年度)

順 位	税 目	項 目	件 数
			千件
1	所得税	申告義務・手続等	474
2	所得税	住宅借入金等特別控除	275
3	所得税	医療費控除	242
4	所得税	年末調整	224
5	所得税	配偶者（特別）・扶養控除	158

【電話相談センターの税目別相談件数】

(平成23年度)

電話相談センターの税目別相談件数		千件
	所得税	2,738
	法人税	263
	資産税	843
	消費税	122
	その他の間接税	180
	通則・徴収	265
	その他	891
	合 計	5,302

〔タックスアンサー〕 (平成23年度)

順 位	税 目	項 目	件 数
			千件
1	所得税	医療費を支払ったとき（医療費控除）	1,962
2	所得税	所得税の税率	1,370
3	所得税	医療費控除の対象となる医療費	1,131
4	所得税	扶養控除	1,043
5	所得税	住宅を新築又は新築住宅を取得した場合（住宅借入金等特別控除）	921

納税者満足度

(平成22年度)

項 目	上位評価割合
	%
職員の応接態度の好感度	83.6
税務署内の案内表示、受付・窓口の利用満足度	76.9
税務署内の設備の利用満足度	66.0
国税の広報に関する評価	76.8
国税の広聴に関する評価	88.7
電話相談センターにおける相談満足度	94.1

※「上位評価割合」とは、アンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段階評価で上位評価（「良い」と「やや良い」）を得た回答の割合を示しています。

MEMO

国税庁について

適正な申告・納税のための
納税者サービスの充実

適正な調査・徴収

權利救済

酒税行政の適正な運営

事務の効率化の推進

資料編

国税庁レポート2012

NATIONAL TAX AGENCY REPORT

2012年6月発行

編集・発行 国税庁

〒100-8978

東京都千代田区霞が関3丁目1番1号

TEL.03-3581-4161(代表)

国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp>



おうちで作成
ネットで申告
イータックス
e-Tax
国税電子申告・納税システム

詳しい情報はe-Taxホームページへ

www.e-tax.nta.go.jp

※ e-Taxの最新情報やご利用にあたっての
手続などについて説明しています。



この社会あなたの税がいきている

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。